一　般　用

令和8年分

消費税及び地方消費税の確定申告の手引き

個人事業者用

- ○ この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）を作成する要領を説明しています。
- ○ この手引きでは、一般的な事項について説明しています。
- ○ 令和8年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限及び納期限は、**令和9年3月31日（水）**です。

⚠ ご注意ください！

申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。

- ○ 振替納税をご利用の方は、令和9年4月30日（金）が振替日です。
- ○ 適格請求書発行事業者（以下「インボイス発行事業者」といいます。）の登録を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方については、2割特例を適用することができます。

※2割特例とは、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる仕組みです。
2割特例を適用する場合は「2割特例用　消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください。

確定申告書は自宅からe-Taxで作成・提出ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自宅から消費税の確定申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。

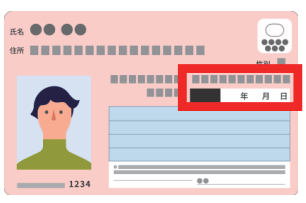
◆「確定申告書等作成コーナー」で青色申告決算書・収支内訳書を作成すれば、収入金額や経費の内容等を引き継いで、消費税の確定申告書を作成することができます。

◆作成した確定申告書は、マイナンバーカード、マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はICカードリーダライタ）、マイナンバーカードのパスワード2つ【①利用者証明用暗証番号（数字4桁）②署名用パスワード（英数字6～16文字）】を用意すれば、自宅からe-Tax（電子申告）を利用して提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

作成コーナー

※ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、**e-Tax手続等のご利用ができません。**
特に、確定申告期は、更新窓口（市区町村）の混雑が予想されますので、**お早めに更新手続をお願いします。**

＞ 有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式ホームページ」をご確認ください。

税務相談チャットボット

消費税の確定申告のご相談はぜひチャットボットをご利用ください。

※チャットボット（消費税確定申告）は、2月上旬相談開始予定です。



税務職員ふたば

- 「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和8年9月15日閣議決定）において、**令和9年4月から2年間、飲食料品に係る消費税率を引き下げる**方針が示されました。
- 詳しくは、国税庁ホームページ内の「消費税率引下げ特設サイト」に掲載しているパンフレットやQ&A等をご確認ください。



（特設サイト）

税務署 この社会あなたの税がいきている

この手引きの概要を紹介します。
はじめにお読みください。

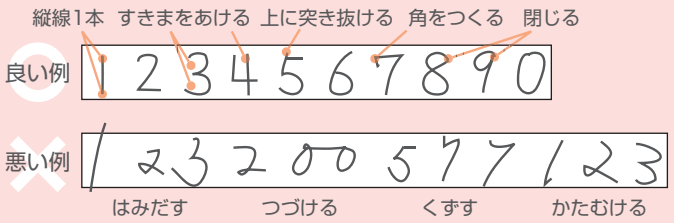
手引きの構成

1 基礎知識	4ページ	消費税及び地方消費税の確定申告に関する基礎知識を説明します。
2 確定申告の準備	10ページ	消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に必要な書類を説明します。
3 確定申告の流れ	12ページ	消費税及び地方消費税の確定申告について、基本的な計算方法から、納付までの流れを説明します。
4 消費税の税額計算	16ページ	設例を参考に、申告書の記載方法を説明します。
5 地方消費税の税額計算	28ページ	
6 申告書（第一表及び第二表）の記入	30ページ	
7 その他の項目	34ページ	税額計算以外の申告書の記入方法を説明します。
8 申告と納付	37ページ	申告書の提出方法と納付方法等を説明します。
9 所得税の決算額調整	38ページ	消費税及び地方消費税の納付税額又は還付税額を算出した後の所得税の決算額調整方法を説明します。
10 下書き用申告書等	39ページ	提出書類等の見本を掲載しています。下書き用としてご利用ください。
○ 消費税課税取引の判定表	46ページ	青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した、判定表を掲載しています。
○ リバースチャージ方式について	47ページ	リバースチャージ方式による申告が必要な場合について説明します。
○ 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限等	47ページ	居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限等について説明します。
○ 振替納税の新規（変更）申込み	48ページ	振替納税の新規（変更）の申込みのための振替依頼書を掲載しています。

申告書記入についての注意事項

確定申告書は機械で読みとりますので、記入する際は、次の事項に注意してください。

・確定申告書を汚したり、穴を開けたりしないでください。
・黒いインクのボールペンを使用してください（消せるボールペンは使用しないでください。）。
・記入する際は、指定の枠内に、楷書で記載する等、丁寧に記載してください。
　また、記載事項を訂正する際も、可能な限り指定の枠内に収まるよう記載してください。



国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）では、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、タックスアンサー（よくある税の質問）や消費税法の改正などの各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル **0120-205-553**（無料）
【受付時間】9：00～17：00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※ 飲食料品に係る消費税率の引下げや軽減税率制度、インボイス制度に関する一般的なご質問に対応しています。国税に関するそのほかのご質問については、下記の国税相談専用ダイヤルへお電話ください。
※ 上記専用ダイヤルをご利用になれない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「１」を選択してください（電話相談センターにつながります。）。

・ インボイス制度に関するご相談は、消費税軽減税率・インボイスコールセンターや各税務署でお受けしておりますが、その他にも、制度に関する補助金、取引のお悩み、経営など、関係省庁等が連携して各種の相談窓口をご用意しています。
・ インボイス制度に関する様々なお困りごとについて、どの窓口に相談すべきかを容易に検索できるよう、相談内容別の相談窓口一覧を「インボイス制度特設サイト」に掲載しておりますので、是非ご活用ください。

インボイス制度特設サイト

国税に関するご相談は、国税相談専用ダイヤルへお電話ください（「電話相談センター」につながります）。

ナビダイヤル **0570-00-5901**（全国一律料金）
【受付時間】8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
・ 税務署、業務センターからのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センターまでお問い合わせください（税務署にお問い合わせする場合、所轄の税務署に電話して音声案内「２」を選択してください。）。
・ 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「１」を選択してください。

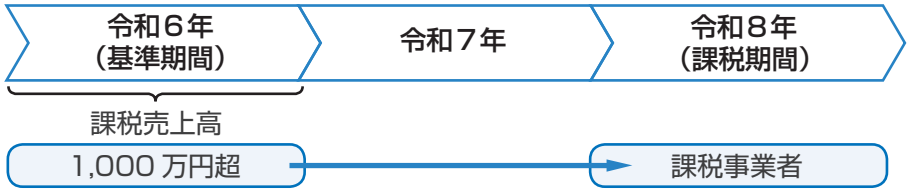
【電話相談センターにつながった後の音声案内】
音声案内に沿って、次の「1」～「6」を選択します。
「1」 所得税
「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
「4」 法人税
「5」 消費税、印紙税
「6」 その他

確定申告が必要な方

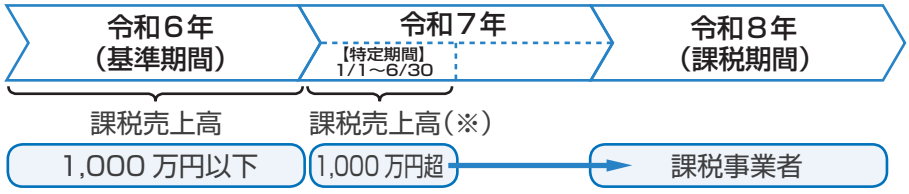
次のいずれかに該当する個人事業者の方は、令和8年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。なお、消費税と地方消費税の確定申告は、一の申告手続でまとめて行います。

① **インボイス発行事業者の登録をされている方**
② **基準期間（令和6年分）の課税売上高が 1,000 万円を超える方（下の図1を参照）**
③ **基準期間（令和6年分）の課税売上高が 1,000 万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方**
④ **②及び③に該当しない場合で、特定期間（令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの期間）の課税売上高が 1,000 万円を超える方（下の図2を参照）**
なお、特定期間における 1,000 万円の判定は、課税期間の初日において非居住者である個人事業者の場合を除き、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

【図1】



【図2】



※特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。なお、その課税期間の初日において非居住者である個人事業者である場合は、給与等支払額の合計額により行うことはできません。

注意
○ 上記①～④のいずれかに該当する場合は、令和8年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和8年分の確定申告が必要となります。
○ 令和6年分の課税売上高が1,000万円以下で、令和7年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない方、また、上記①又は④にも該当しない方は、原則として免税事業者ですので、確定申告をすることができません。そのため、令和8年中に設備投資を行い、確定申告をすれば還付税額が発生するような場合でも、還付を受けることができません。
上記①～④に該当しない場合でも、高額特定資産を取得した場合等の特例などにより課税事業者となる場合があります。詳しくは国税庁ホームページに掲載している「消費税のあらまし」等をご覧ください。

※インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合、課税事業者の期間（例えば、令和8年4月1日から課税事業者となった場合、令和8年4月1日から令和8年12月31日までの期間）における課税取引について、確定申告が必要となります。
この場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。
なお、免税事業者であった方がインボイス発行事業者の登録を受けた場合は、登録日以後２年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について免税事業者となることはできません。

インボイス制度について

インボイス制度は、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式です。
適格請求書（インボイス）等を交付しようとする事業者は、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります※。

※インボイス発行事業者としての登録を受けるための登録申請手続については、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト「インボイス発行事業者登録申請手続」をご確認ください。なお、登録された場合は、登録番号などが通知され、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において事業者の情報（個人事業者の場合、原則として氏名、登録番号及び登録年月日）が公表されます。

■インボイス発行事業者の登録を受けた場合《売手としての留意点》
インボイス発行事業者は、課税事業者の求めに応じて適格請求書（インボイス）等を交付し、交付した場合にはその写しを保存しなければなりません。

■仕入税額控除の要件《買手としての留意点》
仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書（インボイス）等の保存が必要です。免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。
帳簿及び適格請求書（インボイス）等の記載と保存については、7ページを参照してください。

用語解説

基準期間
課税事業者となるか免税事業者となるか、また、簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をする、基準となる期間です。
個人事業者の方の基準期間は、課税期間の前々年をいいます。

課税期間
消費税及び地方消費税の納付税額を計算する基礎となる期間です。
原則として、個人事業者の方の課税期間は、暦年（1月1日から12月31日）をいいます。

課税売上高
消費税が課税される取引の売上金額（消費税及び地方消費税を除いた税抜金額）と、輸出取引などの免税売上金額の合計額です。
返品、値引きや割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額（消費税及び地方消費税を除いた税抜金額）を控除した残額をいいます。
ただし、免税事業者の売上げには、消費税相当額が含まれていませんので、令和6年が免税事業者の場合、その売上げ（非課税売上げ等を除く）が、そのまま令和6年分の課税売上高となります（税抜処理は行いません）。

適格請求書（インボイス）
適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。
適格請求書（インボイス）の記載事項及び記載例については、8ページを参照してください。

消費税・地方消費税の納付税額

■税率

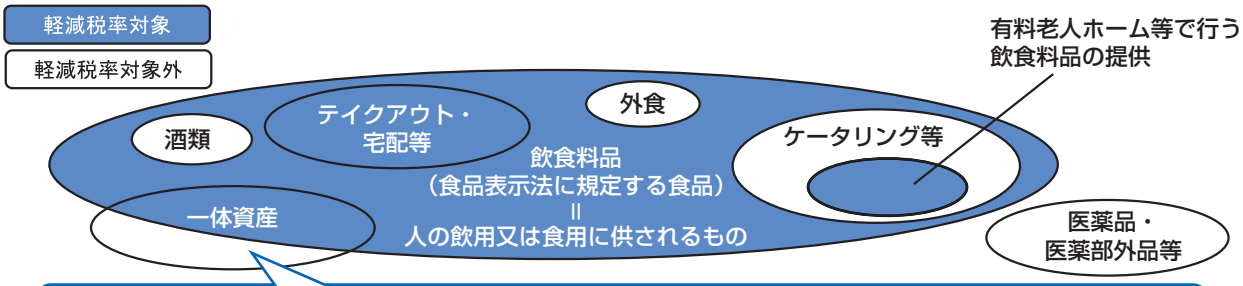
区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% （消費税額の 22/78）	1.76% （消費税額の 22/78）
合　　計	10.0%	8.0%

■軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

①酒類・外食を除く飲食料品　②週２回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

《 軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡の範囲 》



例えば、おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの。税抜価額が１万円以下であって、食品の価額の占める割合が２/３以上の場合に限り、全体が軽減税率対象（それ以外の場合は、軽減税率対象外）となります。

■一般的な消費税の納付税額の計算方法

課税期間中の課税売上げに係る消費税額（売上税額） － 課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額（仕入税額） ＝ 消費税の納付税額

用語解説

課税売上げ

「課税売上げとは?」（6ページ）を参照してください。

課税仕入れ

「課税仕入れとは?」（7ページ）を参照してください。

■売上税額及び仕入税額の計算方法

《 売上税額 》

【積上げ計算】
適格請求書（インボイス）等に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（インボイス発行事業者のみ可）。

【割戻し計算】（原則）
税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は「積上げ計算」**のみ**適用可

仕入税額は**いずれか**選択可

《 仕入税額 》

【積上げ計算】（原則）※
適格請求書（インボイス）等に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】
税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

※　仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に10/110（軽減税率の対象となる場合は8/108）を乗じて算出した金額（１円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に78/100を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

■地方消費税の納付税額の計算方法

消費税の納付税額 × 地方消費税率 $\left(\frac{22}{78}\right)$ ＝ 地方消費税の納付税額

消費税の納付税額の計算

消費税の納付税額は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いた金額です。一般的に、課税仕入れ等に係る消費税額が、課税売上げに係る消費税額を上回る場合は、還付税額が生じます。

消費税及び地方消費税と所得税の税額計算の違い

消費税及び地方消費税の税額計算

所得の種類にかかわらず、事業者が行う業務の全体を基に、課税売上げや課税仕入れ等の金額を計算し、消費税の納付税額を計算します。更に、消費税の納付税額を基に地方消費税の納付税額を計算します。

所得税の税額計算

事業所得、不動産所得、山林所得などの所得をそれぞれの所得の種類ごとに所得金額を計算した後に、所得税の納付税額を計算します。

課税売上げとは？

次の４つの要件を全て満たす取引の売上げを、課税売上げといいます。

1. 国内において行う取引（国内取引）であること
2. 事業者が事業として行う取引であること
3. 対価を得て行う取引であること
4. 資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

消費税及び地方消費税は、課税売上げに対して課税されます。
例えば、商品・製品の販売代金や請負工事代金、サービス料等のほか、機械の賃貸収入や機械・建物等の業務用資産の売却代金なども課税売上げに含まれます。

注 意　次の取引は課税売上げに該当しません。

税の性格からみて課税対象になじまないもの（受取利息、土地（借地権等を含む）の売却代金・賃貸収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金など）や、社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引（医師の社会保険診療収入など）は課税売上げから除かれます。これらを非課税取引といいます。
また、保険金や消費税の還付金、国や地方公共団体から支給を受ける助成金・給付金などは、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供の対価として受け取るものではないため、消費税の課税対象ではありません。これを不課税取引といいます。

次に、事業所得、不動産所得、譲渡所得のそれぞれについて、消費税の課税売上げとなるものの例を説明します。

■事業所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

事業所得に係る収入は、ほとんどが課税売上げとなります。
ただし、医師の社会保険診療収入や、産婦人科医や助産師等の助産に係る収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金などは、非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。
なお、個人事業者が棚卸資産を家事のために消費した場合は、通常の販売価額が課税売上げとなります。ただし、仕入価額以上の金額で、通常の販売価額の 50%（所得税では 70%）以上の金額を課税売上げとしてもよいことになっています。

■不動産所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

不動産所得に係る収入（不動産の賃貸料や権利金、礼金、更新料等）は、借地権等を含む土地の貸付けに係るもの（地代）及び住宅の貸付けに係るもの（住宅家賃）を除いて、課税売上げとなります。
地代は、原則として課税売上げとはなりませんが、貸付期間が 1 か月に満たない場合や、駐車場などの貸付けの場合は、課税売上げとなります。
また、住宅家賃も原則として課税売上げとはなりませんが、貸付期間が 1 か月に満たない場合等は、課税売上げとなります。
なお、貸付用の建物を譲渡した場合は、譲渡損失が生じたとしても、その譲渡収入は、次の『譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの』となります。

■譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

譲渡所得に係る収入のうち、業務に使用していた建物や機械、車両などの譲渡収入は、課税売上げとなります。業務用固定資産を、負担付贈与により譲渡した場合や、法人に対して現物出資した場合も同様です。
例えば、商品の配達に使用していた車両を売却した場合（新たに車両を購入するために下取りしてもらった場合も含む）の収入（下取りの場合は下取価格）は、課税売上げとなります。この場合、課税売上げとなる金額は、売却代金から取得費と譲渡費用を差し引いた残額ではなく、売却代金の全額になります。
ただし、土地（借地権等を含む）の売却代金は非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

非課税取引とは

非課税取引とは、次のような取引をいいます。

課税対象としてなじまないもの

- ○ 土地の譲渡及び貸付け
- ○ 有価証券及び支払手段の譲渡等
- ○ 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等
- ○ 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡及び物品切手等の譲渡
- ○ 国等が行う一定の事務に係る役務の提供及び外国為替業務に係る役務の提供

社会政策的な配慮に基づくもの

- ○ 社会保険医療の給付等
- ○ 介護保険サービスの提供及び社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
- ○ 助産に係る資産の譲渡等
- ○ 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供
- ○ 身体障害者用物品の譲渡や貸付けなど
- ○ 学校の授業料等
- ○ 教科用図書の譲渡
- ○ 住宅の貸付け

免税となる輸出取引等

次のような輸出取引等は消費税が免除されます。

- ① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② 非居住者に対する鉱業権、著作権、営業権等の無体財産権の譲渡又は貸付け
- ③ 非居住者に対する役務の提供（国内に所在する資産に係る運送又は保管、国内における飲食又は宿泊など一定のものを除く）
- ④ 輸出物品販売場において行った免税対象物品の譲渡

46ページに、課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した消費税課税取引の判定表を掲載していますので、ご利用ください。

課税仕入れとは？

事業者が事業として、他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいいます。
例えば、商品又は製品等の棚卸資産の仕入れだけではなく、事業に使用する建物、機械、消耗品の購入、修繕費の支出、商品運搬用の車両の燃料代なども課税仕入れに含まれます。
ただし、利子割引料及び保険料等の支払、また、土地の購入や賃借等は非課税取引ですので、課税仕入れとはなりません。課税対象とならない給与、賃金の支払等も課税仕入れに含まれません。
なお、消費税の免税事業者や消費者から棚卸資産等を仕入れたり、サービスの提供を受けた場合でも、課税仕入れとなります。
減価償却資産を購入した場合は、購入代金の全額がその年分の課税仕入れとなります（所得税ではその年分の減価償却費だけが必要経費となります）。

注意 給料・賃金、専従者給与の支払などは課税仕入れとはなりませんが、従業員の通勤手当（通勤に通常必要な金額）は、課税仕入れとなります。

帳簿及び適格請求書（インボイス）等の記載と保存

消費税及び地方消費税の税率は標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率ですので、事業者の方は、消費税及び地方消費税の申告等を行うために、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。
インボイス制度においては、課税仕入れ等に係る消費税額を控除（仕入税額控除）するために、課税仕入れ等の事実を記録し、区分経理に対応した帳簿及びインボイス発行事業者から交付を受ける適格請求書（インボイス）等の請求書等の保存が必要となります※。これらの両方が保存されていない場合は、保存されていない課税仕入れ等に係る消費税額は控除の対象となりません。
※簡易課税制度を選択している場合や、２割特例の適用を受ける場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、帳簿及び請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。
なお、インボイス発行事業者以外の者（免税事業者や消費者など）から行った課税仕入れについては、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。この経過措置については、下記をご参照ください。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書（インボイス）等の交付を受けることが困難な取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる特例があります。この特例については、国税庁ホームページに掲載されている「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」（インボイスQ&A）をご覧ください。

一定規模以下の事業者の事務負担の軽減措置（少額特例）

基準期間における課税売上高が１億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者は、令和５年10月１日から令和11年９月30日までの間、税込み１万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで仕入税額控除の適用を受けることが可能です（少額特例）。この場合は、帳簿に少額特例の適用を受ける旨の記載は不要です。
なお、「税込み1万円未満」に該当するかは、1回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）で判定しますので、課税仕入れに係る１商品ごとの金額により判定するものではありません。

インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額は、原則として控除することができませんが、令和５年10月１日から令和13年９月30日までの間に行った課税仕入れについては、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除することができる経過措置（80%控除、7･5･3割控除）が設けられています。
なお、この経過措置の適用を受けるためには、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿に経過措置の適用を受ける旨等を記載する必要があります。
※仕入税額について「積上げ計算」を適用している場合、この経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る仕入税額についても「積上げ計算」により計算する必要があります。
具体的には、経過措置の適用を受ける課税仕入れの都度、その課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110（軽減税率の対象となる場合は6.24/108）を乗じて算出した金額に、仕入税額相当額の一定割合を乗じて算出した金額が仕入税額とみなされる金額となります（その金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入します。）。
なお、経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、課税期間の中途や期末において、当該区分した課税仕入れごとに上記の計算を行うこととしても差し支えありません。

この経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期　間	割　合
令和５年10月１日から令和８年９月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和８年10月１日から令和10年９月30日まで	仕入税額相当額の70%
令和10年10月１日から令和12年９月30日まで	仕入税額相当額の50%
令和12年10月１日から令和13年９月30日まで	仕入税額相当額の30%

《帳簿及び適格請求書（インボイス）等の記載事項》

適格請求書（インボイス）等の様式は、法令又は通達等で定められていないため、必要な事項が記載されたものであれば名称を問わず、また手書きであっても差し支えありません。

帳簿の記載事項	適格請求書（インボイス）等の記載事項	
	適格請求書（インボイス）	適格簡易請求書（簡易インボイス）
①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④対価の額	①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額等※ ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み） ⑤税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書（インボイス）に代えて交付することができます。

（参考）区分記載請求書等の記載事項

①請求書発行者の氏名又は名称
②取引年月日
③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④税率ごとに区分して合計した税込対価の額
⑤請求書受領者の氏名又は名称
（不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業等に係る取引については、⑤の記載を省略できます。）

※仕入先から交付された請求書等に、③の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書（インボイス）等につき、税率ごとに１回となります。なお、端数処理の方法は「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うことができます。

《帳簿及び適格請求書（インボイス）等の記載例》

■帳簿の記載例

総勘定元帳（仕入れ）　○○商店

月日		摘要	借方	貸方
11	2	㈱△△　雑貨	22,000	
11	2	㈱△△　食料品　※	21,000	
11	3	㈱□□　雑貨　★	19,800	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象品目　★はインボイス発行事業者以外からの仕入れ（7･5･3割控除）

軽減税率の対象品目である旨
●軽減税率対象品目に「※」等の記号を記載する。
●記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

経過措置の適用を受ける旨
●インボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（7･5･3割控除）に「★」等の記号を記載する。
●記号がインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（7･5･3割控除）を示すことを明らかにする。

■適格請求書（インボイス）等の記載例

適格請求書（インボイス）

請求書　○○商店　登録番号　T012345…
㈱○○御中　⑥
11月分　131,200円　①　××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚　＊	5,000円
11/1	豚肉　＊	10,000円
11/2	タオルセット	③ 2,000円
⋮	⋮	⋮

②　⑤

合計　120,000円　消費税　11,200円

8％対象	40,000円	消費税	3,200円
10％対象	80,000円	消費税	8,000円

④　③ →　＊　軽減税率対象

適格簡易請求書（簡易インボイス）

② XX年11月30日　スーパー○○　東京都…　登録番号　T123456…　①
③ 領収書

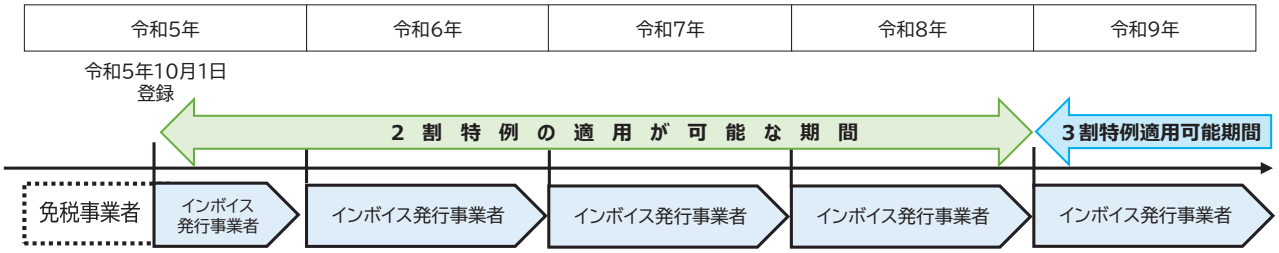
ヨーグルト＊	1	¥108
カップラーメン＊	1	¥216
ビール	1	¥550
合　計		¥874
8％対象		¥324
（内　消費税額		¥24）
10％対象		¥550
（内　消費税額		50）
お預り		¥1,000
お釣		¥126

④
③ ＊　軽減税率対象
⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（２割特例）

インボイス発行事業者の登録を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった方については、仕入控除税額の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の80/100に相当する金額）とする「２割特例」を適用することができます。
２割特例は、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった免税事業者を含みます。）がインボイス発行事業者となる場合（注１・２）に令和５年10月１日から令和８年９月30日までの日の属する各課税期間において、適用することができます。
この制度について詳しく知りたい方は、「2割特例用　消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください。
なお、インボイス発行事業者の登録を受けたことにより免税事業者から課税事業者となった個人事業者に係る令和９年分・令和10年分の消費税の確定申告においては、納付税額を売上税額の３割とすることができる「３割特例」を適用することができます。

（個人事業者の例）



（注１）課税事業者がインボイス発行事業者となった場合であっても、当該インボイス発行事業者となった課税期間の翌課税期間以降の課税期間について、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるなど一定の要件を満たす場合には、２割特例の適用を受けることができます。
（注２）基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者の方、特定期間（前年の１月から６月）の課税売上高（※課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます（課税期間の初日において非居住者である個人事業者の場合を除きます。）。）が1,000万円を超える事業者の方、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を１か月又は３か月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、２割特例の適用を受けることはできません。

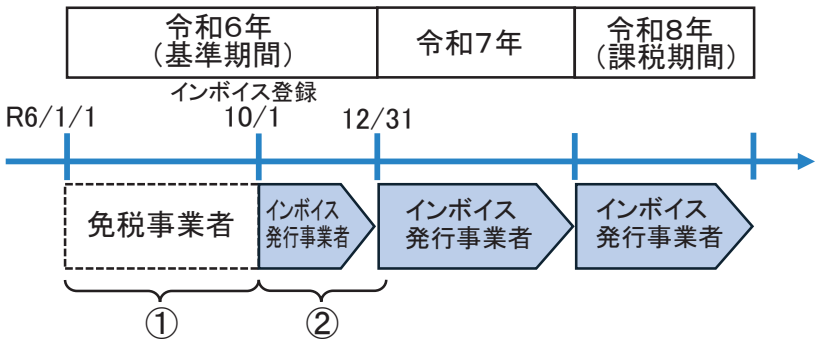
納付税額の計算方法等

２割特例の具体的な計算方法は以下のとおりです。
売上税額　－　特別控除税額（売上税額　×　80%）　＝　納付税額（＝売上税額の２割）

（例）１年間の売上げが700万円（税70万円）の場合の納付税額
70万円　－　70万円　×　80%　＝ 14万円

基準期間の課税売上高の計算方法

インボイス発行事業者になったことにより、令和６年10月１日から課税事業者となった個人事業者の方の令和８年分の消費税確定申告における基準期間（令和６年分）の課税売上高は、免税事業者であった期間（令和６年１月から９月）の課税売上高を含む金額で計算することとなります。
なお、免税事業者であった期間の課税売上高については、税抜処理は行わず、その売上げ（非課税売上げ等を除きます。）がそのまま課税売上高となります。



【計算例】※ 適用税率は全て10%
①　令和6年１月～９月　課税売上高　7,500,000 円
②　令和6年10月～12月　課税売上高　3,300,000 円（税込金額）

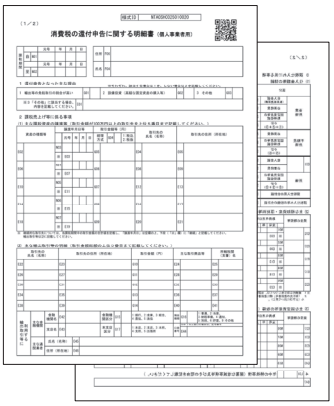
➡ ①7,500,000円（そのまま計算）＋ ②3,300,000円×100/110（税抜処理）＝ ③10,500,000円（基準期間の課税売上高）

令和８年は基準期間の課税売上高が1,000万円を超えるため、２割特例の適用を受けることはできません。

確定申告の準備

確定申告書の作成に必要な書類をあらかじめ準備します。

提出する書類



消費税及び地方消費税の確定申告（簡易課税制度を適用しない場合）には、次の3種類の書類を提出してください。
なお、2割特例を適用する場合の提出書類や申告書の作成方法については、「2割特例用　消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください。

- **消費税及び地方消費税の確定申告書 第一表（一般用）及び第二表**
- **〔付表1-3〕税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（一般用）**
- **〔付表2-3〕課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）**

※ 還付申告の方（申告書第一表⑧欄に控除不足還付税額がある方）は、上の書類に加えて、消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）を必ず提出してください。

申告書に記載された申告者ご本人のマイナンバー（個人番号）については、税務署で本人確認を行うため、次の本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただく必要があります。

《マイナンバーカードをお持ちの方》
■マイナンバーカード（個人番号カード）
※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。
※ マイナンバーカードとみなされる特定在留カード又は特定特別永住者証明書を含みます。

《マイナンバーカードをお持ちでない方》
①番号確認書類 及び ②身元確認書類

①	番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	■通知カード※1 ■住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限ります）　などのうち、いずれか一つ
	＋	
②	身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	■運転免許証　■パスポート ■公的医療保険の資格確認書 ※2 ■身体障害者手帳 ■在留カード　などのうち、いずれか一つ

※1 「通知カード」は、その記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合、又は、正しく変更手続が取られている場合に限り、確認書類として利用できます。
※2 写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

※ 還付申告書（申告書⑧控除不足還付税額に金額を記載した申告書）以外の確定申告書を提出する場合（相続人の方が提出する場合を除きます。）は、番号確認書類の提示等を省略することができます。
詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

提出する書類や税額計算に使用する付表は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

税額計算に便利な書類

「1.基礎知識」でご説明したように、消費税と所得税には色々な違いがあります。
そこで、区分経理された帳簿などを基に、消費税の課税取引金額を計算する必要があります。
次の書類は、申告書に添付する必要はありませんが、消費税の課税取引金額を計算する上で便利ですので、ご利用ください。

- **課税取引金額計算表（事業所得用）…表イ－1**
- **課税売上高計算表…表ロ**
- **課税仕入高計算表…表ハ**

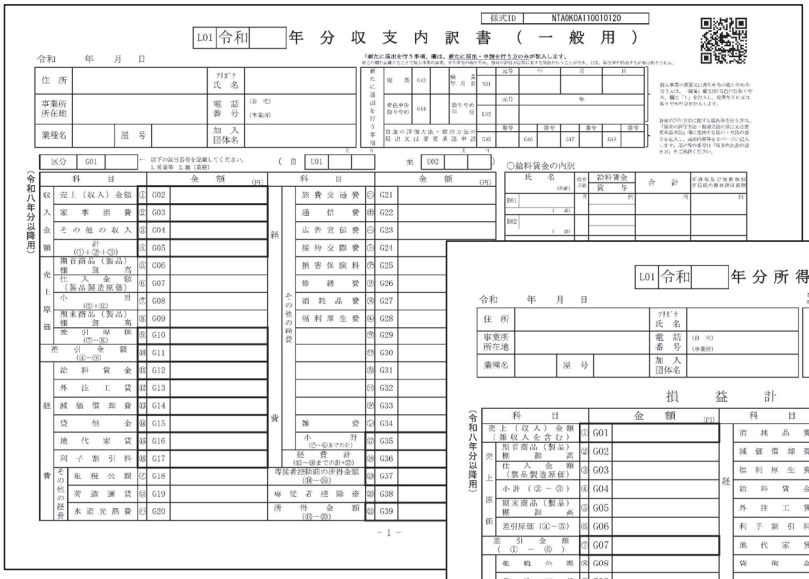
※この手引きでは、これらの計算表を使用して、税額の計算方法を説明しています。
　上記のほか、課税取引金額計算表には農業所得用、不動産所得用があります。

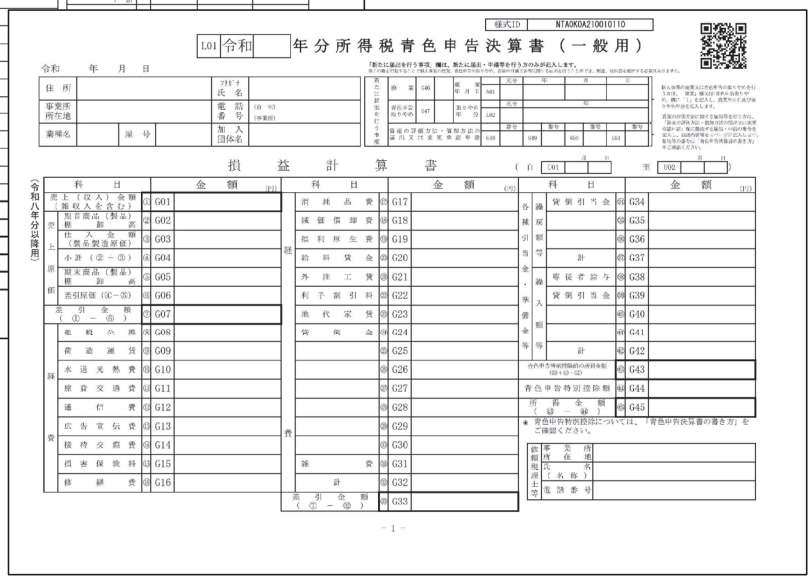
39～45ページに、確定申告書（第一表、第二表）、付表（1-3、2-3）及び左記の計算表の見本を掲載しています。見本は、下書き用としてもご利用いただけます。

参考にするもの

申告書作成の際には、以下の書類を参照することがあります。あらかじめ準備しておくと便利です。

○ 売上金額・仕入金額など科目ごとの決算額の分かるもの	青色申告決算書、収支内訳書など
○ 取引の明細の分かるもの （消費税の課税取引を税率ごとに区分したもの）	帳簿など
○ 固定資産の譲渡や取得があった場合、譲渡(取得)金額の分かるもの	固定資産台帳など
○ 届出書の提出状況・中間納付税額の分かるもの	「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書


令和八年分以降用
L01 令和　年分収支内訳書（一般用）
様式ID NTA0K0A110010120
－1－


令和八年分以降用
L01 令和　年分所得税青色申告決算書（一般用）
様式ID NTA0K0A210010110
損益計算書
－1－

旧税率が適用された取引がある場合

この「手引き」は、申告に係る課税期間（令和８年中）に標準税率7.8%及び軽減税率6.24%が適用された取引のみを行った（付表１－３及び２－３を用いて計算する）場合について説明しています。
旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合は、地方消費税額の計算方法が異なるため、付表１－１、１－２、２－１及び２－２を用いて計算します。
この場合に使用するこれらの付表は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

3 消費税及び地方消費税 確定申告の流れ

基本的な計算方法から、申告・納付の方法まで、順番に確認します。

消費税額を計算する

消費税の税額を計算し、付表1-3①欄から⑨欄までと、付表2-3を記入します。

step.1 課税取引の内容を整理する

令和８年分の区分経理された帳簿などから、課税取引金額計算表〔表イ－1〕に税率ごとに金額を転記し、消費税の課税取引金額を計算します。

step.2 課税売上高の合計額を計算する

売上金額 － 課税売上げにならないもの ＝ 課税売上高（税込み）

課税標準額の計算には、課税取引金額計算表〔表イ－1〕と、課税売上高計算表〔表ロ〕を使用します。

step.3 課税標準額を計算する

【割戻し計算】（原則）

課税売上高（税込み） × (100/108 又は 100/110) ＝ 課税標準額（1,000円未満切捨て）

【積上げ計算】

課税売上高（税込み） － 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 ＝ 課税標準額（1,000円未満切捨て）

Q. 売上金額には何が含まれますか？

A. 営業・農業などの事業所得に係る売上金額、不動産所得に係る売上金額の他、業務用固定資産の売却代金なども含みます。

課税取引金額計算表〔表イ－1〕で計算した各所得の課税仕入高の合計を、課税仕入高計算表〔表ハ〕を使用して計算します。

step.4 消費税額を計算する

【割戻し計算】（原則）

課税標準額 ×（6.24% 又は 7.8%）＝ 消費税額

【積上げ計算】

適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 × 78/100 ＝ 消費税額

※ 売上税額については、割戻し計算と積上げ計算を併用することができます。

控除対象仕入税額の計算には、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔付表2-3〕を使用します。

step.5 課税仕入高の合計額を計算する

仕入れ等の金額 － 課税仕入れにならないもの ＝ 課税仕入高

step.6 課税資産の譲渡等の対価の額を計算する

課税売上額（税抜き）＋ 免税売上額 ＝ 課税資産の譲渡等の対価の額

step.7 資産の譲渡等の対価の額を計算する

課税資産の譲渡等の対価の額 ＋ 非課税売上額 ＝ 資産の譲渡等の対価の額

step.8 課税売上割合を計算する

資産の譲渡等の対価の額（step.7）に占める、課税資産の譲渡等の対価の額（step.6）の割合を計算します。

課税資産の譲渡等の対価の額 ÷ 資産の譲渡等の対価の額 ＝ 課税売上割合

step.9 課税仕入れに係る消費税額を計算する

【積上げ計算】（原則）

（適格請求書等又は帳簿に記載した消費税額等の合計額 × 78/100）－（仕入対価の返還等の金額（税込み） × 6.24/108 又は 7.8/110）＝ 課税仕入れに係る消費税額

※積上げ計算の場合かつ課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額した後の積上げ計算金額を記載します。

【割戻し計算】

課税仕入高の合計（税込み） × （6.24/108 又は 7.8/110）－ 仕入対価の返還等の金額（税込み） × （6.24/108 又は 7.8/110）＝ 課税仕入れに係る消費税額

※割戻し計算により仕入税額を計算できるのは、売上税額について積上げ計算をしていない場合に限られます。
なお、仕入税額について、割戻し計算と積上げ計算を併用することはできません。

（注）仕入れに係る対価の返還等につき適格返還請求書（返還インボイス）の交付を受けている場合には、仕入対価の返還等に係る税額は当該適格返還請求書（返還インボイス）に記載された消費税額等に78/100を乗じて算出した金額とすることもできます。

step.10 特定課税仕入れに係る消費税額を計算する

※ 当課税期間における課税売上割合（step.8）が95%未満で、特定課税仕入れがある（事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた）事業者の方のみ計算が必要です。
詳しくは、47ページを参照してください。

step.11 課税貨物に係る消費税額を記入する

※ 保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額がある場合に記入します。

step.12 納税義務の免除を受けない、又は受けることとなった場合の、消費税額の調整額を計算する

※ 令和7年分において免税事業者であった方が、令和8年分から課税事業者となった場合、又は令和8年分において課税事業者であった方が、令和9年分から免税事業者になる場合には、棚卸資産に係る消費税額の調整を行います。
なお、インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、免税事業者が、令和8年の途中から課税事業者となった場合にも、棚卸資産に係る消費税額の調整を行います。

step.13 課税仕入れ等の税額の合計額を計算する

※ 課税仕入れに係る消費税額（step.9）、特定課税仕入れに係る消費税額（step.10）、課税貨物に係る消費税額（step.11）、消費税額の調整額（step.12）の合計額を計算します。

課税仕入れに係る消費税額 ＋ 課税貨物に係る消費税額 ± 消費税額の調整額 ＝ 課税仕入れ等の税額の合計額

step.14～16 控除対象仕入税額を計算する

■ 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合（step.8）が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額を全額控除します。

課税仕入れ等の税額の合計額 ＝ 控除対象仕入税額

■ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合（step.8）が95%未満の場合は、次のいずれかの方式で計算した金額が控除対象仕入税額となります。

＜個別対応方式＞

課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げにのみ対応するもの ＋（課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの × 課税売上割合）＝ 控除対象仕入税額

＜一括比例配分方式＞

課税仕入れ等の税額の合計額 × 課税売上割合 ＝ 控除対象仕入税額

※ 調整対象固定資産（24ページ参照）に係る消費税額の調整等が必要な場合には、その調整額を加減算して控除対象仕入税額を計算します。

注意 一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を２年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

step.17 控除過大調整税額を計算する

※ 貸倒回収等があった場合に計算します。

step.18 返還等対価に係る税額を計算する

※ 返品等があった場合に計算します。

※ 売上げに係る対価の返還等につき交付した適格返還請求書(返還インボイス)の写しを保存している場合には、当該適格返還請求書(返還インボイス)に記載した消費税額等に78/100を乗じて算出した金額を返還等対価に係る税額とすることもできます。

step.19 貸倒れに係る税額を計算する

※ 貸倒れが生じた場合に計算します。

step.20 控除税額小計を計算する

控除対象仕入税額 ＋ 返還等対価に係る税額 ＋ 貸倒れに係る税額 ＝ 控除税額小計

step.21 差引税額又は控除不足還付税額を計算する

消費税額 ＋ 控除過大調整税額 － 控除税額小計 ＝ 差引税額（100円未満切捨て）又は控除不足還付税額

貸倒れが生じた場合は

貸倒れが生じた場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存しておかなければ、消費税額の控除が受けられません。

Q. 還付申告となるのは、どのような場合ですか？

A. 中間申告に係る税額が確定申告での税額を上回った場合、又は課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回った場合は、還付申告となります。

地方消費税額を計算する

地方消費税の税額を計算し、付表1-3⑩欄から⑬欄までを記入します。

step.22 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する

step.23 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する

差引税額又は控除不足還付税額 × $\frac{22}{78}$ ＝ 納税額（100円未満切捨て）又は還付額

申告書（第一表及び第二表）を記入する

step.24 申告書第二表を記入する

付表1-3の金額を申告書第二表に転記します。

step.25 申告書第一表①欄から⑨欄までと、⑮⑯欄を記入する

申告書第二表並びに付表1-3及び2-3の金額を申告書第一表に転記します。

step.26 申告書第一表⑩中間納付税額を記入する

step.27 申告書第一表⑪納付税額を計算する

step.28 申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する

step.29 申告書第一表⑰欄から⑳欄までを記入する

付表1-3の金額を申告書第一表に転記します。

step.30 申告書第一表㉑中間納付譲渡割額を記入する

step.31 申告書第一表㉒納付譲渡割額を計算する

step.32 申告書第一表㉓中間納付還付譲渡割額を計算する

step.33 申告書第一表㉖消費税及び地方消費税の合計税額を計算する

（⑪納付税額 ＋ ㉒納付譲渡割額）－（⑧控除不足還付税額 ＋ ⑫中間納付還付税額 ＋ ⑲還付額 ＋ ㉓中間納付還付譲渡割額）

＝ ㉖消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額

その他の項目を記入する

納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名や付記事項・参考事項などを記入します。

※ 詳しくは、34ページを参照してください。

申告書を提出する

確定申告書の提出方法は次のとおりです。

1. e-Taxで申告する。
2. 郵便又は信書便により、業務センターに送付する。
3. 住所地等の税務署の受付に提出する。

※ 詳しくは、37ページを参照してください。

消費税及び地方消費税を納付する

納付方法は次のとおりです。

1. 振替納税を利用する。
2. ダイレクト納付で納付する。
3. インターネットバンキングやATMで納付する。
4. クレジットカードで納付する。
5. スマートフォンのアプリで納付する。
6. QRコードによりコンビニエンスストアで現金で納付する。
7. 金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する。

※ 詳しくは、37ページを参照してください。

振替納税とは

振替納税は、あらかじめ指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。なお、振替納税のお申込みについては37ページをご覧ください。

（参考）令和９年分の中間申告・納付について

令和８年分の確定消費税額（申告書第一表⑨欄の差引税額）が48万円を超えた事業者の方は、次の区分に応じて令和９年分の中間申告・納付が必要となります。

・「48万円を超え400万円以下の事業者の方（年１回の中間申告・納付）」
令和８年分の確定消費税額の6/12の消費税額とその22/78の地方消費税額を令和９年８月31日（火）までに申告・納付してください。

・「400万円を超え4,800万円以下の事業者の方（年３回の中間申告・納付）」及び「4,800万円超の事業者の方（年11回の中間申告・納付）」
申告・納付期限等につきましては、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

※ 消費税の中間申告書を提出する必要のある事業者の方は、消費税の中間納付税額の22/78の金額を地方消費税の中間納付税額として、消費税の中間申告と併せて申告・納付しなければなりません。

任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者の方（中間申告義務のない事業者の方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する６月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付できます。
令和９年分の６月中間申告対象期間の末日は令和９年６月30日（水）ですので、令和９年分の中間申告から適用を受けようとする場合には、同日までに届出書を所轄税務署長へ提出してください。

※ 中間納付税額は、前年の確定消費税額の6/12の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

消費税及び地方消費税は、最終的には消費者が負担する、預り金的な性格を有する税です。
申告と納付は、期限内に正しく行ってください。

4 申告書を作成する①
消費税の税額計算

設例を参考に、消費税額を計算します。

step.1　課税取引の内容を整理する

課税期間（令和8年1月1日～12月31日）における、税率の異なるごとに区分した課税取引に係る売上げの合計金額（消費税及び地方消費税を含まない）を計算します。

「課税取引金額計算表」〔表イ－1〕（39ページ）を使用します。

46ページに、課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した「消費税課税取引の判定表」を掲載していますので、ご利用ください。

農業所得又は不動産所得がある場合は、それぞれの「課税取引金額計算表」を使用してください。

step.1-1　令和8年分の区分経理された帳簿等から、「課税取引金額計算表」〔表イ－1〕のA欄に金額を転記します。
※インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合、課税事業者の期間（例えば、令和8年4月1日から課税事業者となった場合、令和8年4月1日から令和8年12月31日までの期間）における取引金額を記入します。
なお、この場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

step.1-2　A欄の金額のうち、課税取引にならないものの金額を、B欄に記入します。

step.1-3　A欄の金額のうち、課税取引になるものの金額（A欄の金額とB欄の金額の差額）を計算し、C欄に記入します。

step.1-4　C欄の金額のうち、軽減税率6.24%適用分をD欄（経過措置（8割控除又は7割控除）の適用を受けるものをE欄）に、標準税率7.8%適用分をF欄（経過措置（8割控除又は7割控除）の適用を受けるものをG欄）にそれぞれ記載します。

step.1-5　E欄の金額のうち、1月1日から9月30日までの仕入れについては㉟E欄に、10月1日から12月31日までの仕入れについては㊱E欄に記入します。また、G欄の金額のうち、1月1日から9月30日までの仕入れについては㉟G欄に、10月1日から12月31日までの仕入れについては㊱G欄に記入します。

設例 国税商店の場合

消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

国税商店は、物品販売業を営む小売業者です。
○ 令和8年分の所得は、小売業による事業所得と、業務用固定資産の売却（譲渡所得）以外にはありません。
○ 基準期間である令和6年分の課税売上高は、19,951,456円であり、令和8年分は課税事業者になります。
○ 消費税及び地方消費税に関する記帳は、税込経理方式（38ページ参照）で行っています。
○ 令和7年分は免税事業者でした。
○ 令和8年分の区分経理された帳簿等から、「課税取引金額計算表」〔表イ－1〕へ転記した決算額は17ページのとおりです。
なお、消費税及び地方消費税に関する次の特記事項があります。
・ 売上（収入）金額22,730,000円には、ビール券の売上高（非課税取引）350,000円が含まれています。
また、課税取引となる売上金額22,380,000円のうち、軽減税率6.24%適用分は13,110,000円、標準税率7.8%適用分は9,270,000円です。
・ 期首商品棚卸高1,741,000円は、全て免税事業者であった令和7年中に仕入れたもので、全て課税取引（税率7.8%適用分）に係るものです。
・ 仕入金額14,920,000円には、ビール券の仕入高（非課税取引）320,000円が含まれています。また、課税取引となる仕入金額14,600,000円のうち、軽減税率6.24%適用分は8,700,000円、標準税率7.8%適用分は5,900,000円です。
・ 以下の経費は、全て課税取引に係るものであり、適用税率ごとの内訳金額は次のとおりです。

科　目	合　計	軽減税率6.24%適用分	標準税率7.8%適用分
水道光熱費	105,000 円	0 円	105,000 円
旅費交通費	69,000 円	0 円	69,000 円
通　信　費	167,000 円	0 円	167,000 円
広告宣伝費	96,000 円	0 円	96,000 円
接待交際費	76,000 円	16,000 円	60,000 円
修　繕　費	121,000 円	0 円	121,000 円
消 耗 品 費	201,000 円	0 円	201,000 円
雑　費	48,000 円	20,000 円	28,000 円

・ 福利厚生費81,000円は、全て労災保険や雇用保険の雇用主負担分です。
・ 給料賃金1,233,000円には、従業員の通勤手当（課税取引）33,000円が含まれています。
・ 地代家賃120,000円は、全て地代（非課税取引）です。
・ 外注工賃1,925,000円は、インボイス発行事業者以外の者に支払っていますが、うち1,375,100円は経過措置（8割控除）の適用要件を満たし、549,900円は経過措置（7割控除）の適用要件を満たしています。
・ 店舗を改装し、シャッター代600,000円と、陳列棚代310,000円を支払っています。
・ 配達用車両を280,000円で売却しています。
○ 売上げや仕入れに係る返品・値引き・割戻しの金額がありますが、それらの金額は、売上金額又は仕入金額から直接減額する方法で経理処理しています。
○ 売上税額及び仕入税額の計算については割戻し計算を適用しています。
○ 仕入れ及び経費の支払等で課税仕入れに該当するものについては、上記外注工賃を除き、インボイス発行事業者が交付する適格請求書（インボイス）等を保存するなど、仕入税額控除の適用要件を満たしています。

設例 国税商店の場合：表イ−1

表イ−1

様式ID NTA0SHE020010070

（令和8年分）　（事業所得用）

step.1-1　step.1-2　step.1-3 税取引金額計算表　step.1-4

科目		決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの（※1） B	課税取引金額（A−B） C	うち軽減税率6.24%適用分 D	E	うち標準税率7.8%適用分 F	G
売上（収入）金額（雑収入を含む）	①	22,730,000	350,000	22,380,000	13,110,000		9,270,000	

科目		決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの（※1） B	課税取引金額（A−B） C	うち軽減税率6.24%適用分 D	E	うち標準税率7.8%適用分 F	G
					課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高
売上原価 期首商品棚卸高	②	1,741,000						
売上原価 仕入金額	③	14,920,000	320,000	14,600,000	8,700,000		5,900,000	
売上原価 小計	④	16,661,000						
売上原価 期末商品棚卸高	⑤	1,792,000						
売上原価 差引原価	⑥	14,869,000						
差引金額	⑦	7,861,000						
経費 租税公課	⑧	180,000	180,000	0				
経費 荷造運賃	⑨							
経費 水道光熱費	⑩	105,000		105,000			105,000	
経費 旅費交通費	⑪	69,000	0	69,000			69,000	
経費 通信費	⑫	167,000	0	167,000			167,000	
経費 広告宣伝費	⑬	96,000	0	96,000			96,000	
経費 接待交際費	⑭	76,000	0	76,000	16,000		60,000	
経費 損害保険料	⑮	105,000	105,000					
経費 修繕費	⑯	121,000		121,000			121,000	
経費 消耗品費	⑰	201,000		201,000			201,000	
経費 減価償却費	⑱	472,064	472,064					
経費 福利厚生費	⑲	81,000	81,000	0				
経費 給料賃金	⑳	1,233,000	1,200,000	33,000			33,000	
経費 外注工賃	㉑	1,925,000	0	1,925,000				1,925,000
経費 利子割引料	㉒	107,000	107,000					
経費 地代家賃	㉓	120,000	120,000	0				
経費 貸倒金	㉔							
経費	㉕							
経費	㉖							
経費	㉗							
経費	㉘							
経費	㉙							
経費	㉚							
経費 雑費	㉛	48,000	0	48,000	20,000		28,000	
経費 計	㉜	5,106,064	2,265,064	2,841,000	36,000		880,000	1,925,000
差引金額 ③+㉜	㉝	2,754,936						
	㉞	20,026,064		17,441,000	8,736,000		6,780,000	1,925,000
「E欄・G欄」の経過措置について、適用される割合が複数となる令和8年、10年、12年、13年分のみ使用	免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高（㊱E・㊱G）	1月1日～9月30日分	㉟					1,375,100
		10月1日～12月31日分	㊱					549,900

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。
※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。
※3 令和8年、10年、12年、13年に免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高がある方は、表ハ「課税仕入高計算表」(1)①欄の上段に㊱E、㊱G欄の金額を、下段に㊱E、㊱G欄の金額を転記します。

step.1-5

step.2　課税売上高の合計額を計算する

課税売上高計算表〔表ロ〕（40ページ）を使用します。

step.2-1

課税取引金額計算表（事業所得用）〔表イ−1〕
①C・D・F欄の内容を転記します。
➡表ロ ①欄にそれぞれ記入します。

step.2-2

課税取引金額計算表（農業所得用）〔表イ−2〕
④C・D・F欄の内容を転記します。
➡表ロ ②欄にそれぞれ記入します。

step.2-3

課税取引金額計算表（不動産所得用）〔表イ−3〕
④C・D・F欄の内容を転記します。
➡表ロ ③欄にそれぞれ記入します。

step.2-4

その他の所得に係る収入金額がある場合は、所得名称を〔表ロ〕(3)の（　）欄に記入し、収入金額と課税売上げにならないものの金額を記入した上で、差額を計算します。
➡表ロ ④〜⑥欄を使用します。

step.2-5

業務用固定資産等の譲渡所得に係る収入金額がある場合は、収入金額と課税売上げにならないものの金額を記入した上で、差額を計算します。
➡表ロ ⑦〜⑨欄を使用します。

step.2-6

課税売上高の合計額を計算します。
➡表ロ ⑩欄を使用します。

設例 国税商店の場合：表ロ

step.2-1

〔表ロ〕①「金額」欄に、
〔表イ−1〕① C欄 22,380,000 円
〔表ロ〕①「うち軽減税率6.24%適用分」欄に、
〔表イ−1〕① D欄 13,110,000 円
〔表ロ〕①「うち標準税率7.8%適用分」欄に、
〔表イ−1〕① F欄 9,270,000 円
をそれぞれ転記します。

step.2-5

配達用車両の売却は、業務用固定資産等の譲渡に該当します。差引課税売上高は、
280,000円− 0円=280,000円
と求められますので、
〔表ロ〕⑦及び⑨「金額」欄に、280,000 円と記入します。
また、この車両の売却は標準税率7.8%が適用されることから、
〔表ロ〕⑦及び⑨「うち標準税率7.8%適用分」欄に、280,000円と記入します。

step.2-6

課税売上高の合計額（〔表ロ〕⑩欄）の
「金額」欄は、 22,380,000 円+ 280,000円
= 22,660,000円
「うち軽減税率6.24%適用分」欄は、
13,110,000 円
「うち標準税率7.8%適用分」欄は、
9,270,000 円+ 280,000 円= 9,550,000円
となりますので、それぞれ記入します。

step.3　課税標準額を計算する

step.3-1

課税売上高の合計額（表ロ⑩欄）に100/108又は100/110を掛けて、税率の異なるごとに区分した課税取引に係る売上げの合計金額を計算し、表ロ⑪・⑫欄にそれぞれ記入します。また、この計算結果を付表1-3①-1欄に転記します。

※ 税抜経理方式（38ページ参照）によっている場合には、課税売上高の合計額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算した金額に、100/108又は100/110を掛けて、課税標準額を計算します。

税率6.24%適用分	課税売上高（税込み）	× 100/108	=	①-1A課税標準額
税率7.8%適用分	課税売上高（税込み）	× 100/110	=	①-1B課税標準額

step.3-2

step.3-1の計算結果（表ロ⑪・⑫欄）の1,000円未満の端数を切り捨て、付表1-3①欄に転記します。

設例 国税商店の場合：表ロ

step.3-1

〔表ロ〕⑪欄は、13,110,000 円 × 100/108 = 12,138,888 円
（付表1-3①－1A欄に転記）

〔表ロ〕⑫欄は、9,550,000 円 × 100/110 = 8,681,818 円
（付表1-3①－1B欄に転記）

合計は、12,138,888 円＋ 8,681,818 円 ＝ 20,820,706 円
（付表1-3①－１Ｃ欄に記入）

とそれぞれ求められます。

step.3-2

step.3-1で求めた金額の1,000円未満の端数を切り捨て、付表1-3①欄に転記します。

12,138,888 円 ➡ 12,138,000 円（付表1-3①Ａ欄に転記）

8,681,818 円 ➡ 8,681,000 円（付表1-3①Ｂ欄に転記）

課税標準額の合計額は、

12,138,000 円＋ 8,681,000 円 ＝ 20,819,000 円
（付表1-3①Ｃ欄に記入）

と求められます。

国税商店の課税売上高計算表は、以下のとおりです。

〔表ロ〕

表ロ　　様式ID　NTA0SHE060010070

課　税　売　上　高　計　算　表

（令和8年分）

		金額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	
(1) 事業所得に係る課税売上高					
営業等課税売上高	①	22,380,000	13,110,000	9,270,000	step.2-1
農業課税売上高	②				step.2-2
(2) 不動産所得に係る課税売上高		金額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	
課税売上高	③				step.2-3
(3) （　　）所得に係る課税売上高		金額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	
損益計算書の収入金額	④				step.2-4
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤				
差引課税売上高（④－⑤）	⑥				
(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高		金額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦	280,000		280,000	step.2-5
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧				
差引課税売上高（⑦－⑧）	⑨	280,000		280,000	
(5) 課税売上高の合計額（①＋②＋③＋⑥＋⑨）	⑩	22,660,000	13,110,000	9,550,000	step.2-6
(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算					
13,110,000 円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑪	（1円未満の端数切捨て）12,138,888			step.3-1
9,550,000 円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑫	（1円未満の端数切捨て）8,681,818			

※ インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合、課税事業者の期間（例えば、令和8年4月1日から課税事業者となった場合、令和8年4月1日から令和8年12月31日までの期間）における取引金額を基に記入します。
なお、この場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

step.4　消費税額を計算する

付表1-3①課税標準額に、消費税（国税）の税率（6.24%又は7.8%）を掛けて消費税額を計算し、その計算結果を付表1-3②欄に記入します。

税率6.24%適用分
①A課税標準額 × 6.24% ＝ ②A消費税額

税率7.8%適用分
①B課税標準額 × 7.8% ＝ ②B消費税額

設例 国税商店の場合

消費税額は、次のように求められます。

税率6.24%適用分（付表1-3②A欄に記入）
12,138,000 円 ×6.24% ＝ 757,411 円

税率7.8%適用分（付表1-3②B欄に記入）
8,681,000 円 ×7.8% ＝ 677,118 円

合計（付表1-3②C欄に記入）
757,411 円＋ 677,118 円 ＝1,434,529 円

※売上税額について、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」を適用する場合の計算方法を示しています。
適格請求書（インボイス）等に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」を適用する場合の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

設例 国税商店の場合

ここまでの計算結果を記入した付表1-3は次のとおりです。

様式ID　NTA0SHB017010020

付表1－3　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一　般

課税期間	N01 元号	令和	8 年	1 月	1 日	～ N02 元号	令和	8 年	12 月	31 日	氏名又は名称 F04	国税　太郎

区分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C（A+B）
課税標準額	①	G01 12,138,000 円	G10 8,681,000 円	G21 ※第二表の①欄へ 20,819,000 円
①の内訳 課税資産の譲渡等の対価の額	①-1	G02 ※第二表の⑤欄へ 12,138,888	G11 ※第二表の⑥欄へ 8,681,818	G22 ※第二表の⑦欄へ 20,820,706
①の内訳 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①-2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	G12 ※第二表の⑨欄へ	G23 ※第二表の⑩欄へ
消費税額	②	G03 ※第二表の⑮欄へ 757,411	G13 ※第二表の⑯欄へ 677,118	G24 ※第二表の⑪欄へ 1,434,529
		（付表2-3の㉒・㉓A欄の合計金額）	（付表2-3の㉒・㉓B欄の合計金額）	※第一表の③欄へ

step.3-2
step.3-1
step.4

step.5　課税仕入高の合計額を計算する

「課税仕入高計算表」〔表ハ〕（41ページ）を使用します。

step.5-1
課税取引金額計算表（事業所得用）〔表イ－1〕
㉞C～G欄の内容を転記します。
➡〔表ハ〕①欄にそれぞれ記入します。

step.5-2
課税取引金額計算表（農業所得用）〔表イ－2〕
㉛C～G欄の内容を転記します。
➡〔表ハ〕②欄にそれぞれ記入します。

step.5-3
課税取引金額計算表（不動産所得用）〔表イ－3〕
⑭C～G欄の内容を転記します。
➡〔表ハ〕③欄にそれぞれ記入します。

設例 国税商店の場合：表ハ

step.5-1
〔表ハ〕①「金額」欄に、
〔表イ－1〕㉞ C欄　17,441,000 円
〔表ハ〕①「うち軽減税率6.24%適用分」の「課税仕入高」欄に、
〔表イ－1〕㉞ D欄　8,736,000 円
〔表ハ〕①「うち標準税率7.8%適用分」の「課税仕入高」欄に、
〔表イ－1〕㉞ F欄　6,780,000 円
〔表ハ〕①「うち標準税率7.8%適用分の「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高」欄に、
〔表イ－1〕㉟ G欄上段　1,375,100 円
〔表イ－1〕㊱ G欄下段　549,900 円
をそれぞれ転記します。

step.5-4

その他の所得に係る課税仕入高がある場合は、所得名称を〔表八〕⑶の（　）欄に記入し、仕入れ等の金額と課税仕入れにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

➡〔表八〕④～⑥欄を使用します。

step.5-5

業務用固定資産等の取得に係る課税仕入高がある場合は、取得費用等と課税仕入れにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

➡〔表八〕⑦～⑨欄を使用します。

※居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限（47ページ参照）の適用を受ける場合、[表八]⑧欄には当該居住用賃貸建物の取得費を合わせて記載します。

step.5-6

課税仕入高の合計額を計算します。

➡〔表八〕⑩欄を使用します。

step.5-7

課税仕入高の合計額（〔表八〕⑩欄）に6.24/108又は7.8/110を掛けて、税率の異なるごとに区分した課税仕入れに係る消費税額を計算します。

経過措置（8割・7割控除）の適用を受ける課税仕入れがある場合は、課税仕入高の合計額に6.24/108又は7.8/110を掛けて、税率の異なるごとに区分した課税仕入れに係る消費税額を計算し、その金額に80/100または70/100を掛けて計算します。

➡〔表八〕⑪～⑭欄を使用します。

仕入税額について、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」を適用する場合の計算方法を示しています。

適格請求書（インボイス）等に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」を適用する場合の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

設例 国税商店の場合：表八

step.5-5

店舗の改装によるシャッターと陳列棚の代金は、業務用固定資産等の取得費に該当します。

差引課税仕入高は、910,000 円－ 0 円 ＝ 910,000 円

と求められますので、

〔表八〕⑦及び⑨「金額」欄に、910,000 円と記入します。

また、これらの資産の取得は標準税率7.8%が適用されることから、〔表八〕⑦及び⑨「うち標準税率7.8%適用分」の「課税仕入高」欄に、910,000 円と記入します。

step.5-6

課税仕入高の合計額（〔表八〕⑩欄）の「金額」欄は、

17,441,000 円＋910,000 円 ＝ 18,351,000 円

「うち軽減税率6.24%適用分」の「課税仕入高」欄は、

8,736,000 円

「うち標準税率7.8%適用分」の「課税仕入高」欄は、

6,780,000 円 ＋ 910,000 円 ＝ 7,690,000 円

「うち標準税率7.8%適用分」の「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高」欄は、

上段　1,375,100 円

下段　549,900 円

となりますので、それぞれ記入します。

step.5-7

〔表八〕⑪欄は、8,736,000 円 × $\frac{6.24}{108}$ ＝ 504,746 円

〔表八〕⑫欄は、7,690,000 円 × $\frac{7.8}{110}$ ＝ 545,290 円

〔表八〕⑭欄は、（ 1,375,100 円 × $\frac{7.8}{110}$ × $\frac{80}{100}$ ）＋

（ 549,900 円 × $\frac{7.8}{110}$ × $\frac{70}{100}$ ）＝ 105,300 円

とそれぞれ求められます。

国税商店の課税仕入高計算表は、以下のとおりです。

〔表八〕

表八　様式ID NTAOSHE080010070

課 税 仕 入 高 計 算 表

（令和　　年分）

		金額	うち軽減税率6.24%適用分 課税仕入高	うち軽減税率6.24%適用分 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高	うち標準税率7.8%適用分 課税仕入高	うち標準税率7.8%適用分 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高
(1) 事業所得に係る課税仕入高						
営業等課税仕入高	①	17,441,000	8,736,000		6,780,000	1,375,100 549,900
農業課税仕入高	②					
(2) 不動産所得に係る課税仕入高		金額	うち軽減税率6.24%適用分 課税仕入高	うち軽減税率6.24%適用分 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高	うち標準税率7.8%適用分 課税仕入高	うち標準税率7.8%適用分 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高
課税仕入高	③					
(3) （　　）所得に係る課税仕入高		金額	うち軽減税率6.24%適用分 課税仕入高	うち軽減税率6.24%適用分 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高	うち標準税率7.8%適用分 課税仕入高	うち標準税率7.8%適用分 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④					
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤					
差引課税仕入高（④－⑤）	⑥					
(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高		金額	うち軽減税率6.24%適用分 課税仕入高	うち軽減税率6.24%適用分 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高	うち標準税率7.8%適用分 課税仕入高	うち標準税率7.8%適用分 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高
業務用固定資産等の取得費	⑦	910,000			910,000	
⑦のうち、課税仕入れにならないもの	⑧					
差引課税仕入高（⑦－⑧）	⑨	910,000			910,000	
(5) 課税仕入高の合計額（①＋②＋③＋⑥＋⑨）	⑩	18,351,000	8,736,000		7,690,000	1,375,100 549,900

(6) 課税仕入れに係る消費税額の計算

8,736,000 円×6.24/108	⑪	504,746	円×6.24/108×□/□	⑬	
7,690,000 円×7.8/110	⑫	545,290	1,375,100 円×7.8/110×80/100 549,900 円×7.8/110×70/100	⑭	105,300

※「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高」及び「□/□」（⑬・⑭）の欄は、その控除割合に応じて次のように記載します。

年分		免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高	□/□（⑬・⑭欄）
令和8年分	上段	1月1日～9月30日までの課税仕入高	80/100
	下段	10月1日～12月31日までの課税仕入高	70/100
令和9年分	上段	1月1日～12月31日までの課税仕入高	70/100
	下段	—	—
令和10年分	上段	1月1日～9月30日までの課税仕入高	70/100
	下段	10月1日～12月31日までの課税仕入高	50/100

年分		免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高	□/□（⑬・⑭欄）
令和11年分	上段	1月1日～12月31日までの課税仕入高	50/100
	下段	—	—
令和12年分	上段	1月1日～9月30日までの課税仕入高	50/100
	下段	10月1日～12月31日までの課税仕入高	30/100
令和13年分	上段	1月1日～9月30日までの課税仕入高	30/100
	下段	—	—

step.5-1
step.5-2
step.5-3
step.5-4
step.5-5
step.5-6
step.5-7

※ インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合、課税事業者の期間（例えば、令和8年4月1日から課税事業者となった場合、令和8年4月1日から令和8年12月31日までの期間）における取引金額を基に記入します。

なお、この場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

step.6からstep.17までの計算には、「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」〔付表2-3〕(43ページ)を使用します。

step.6　課税資産の譲渡等の対価の額を計算する

step.6-1

付表2-3に、課税売上額、免税売上額、非課税資産の輸出等の金額等を記入します。

➡付表2-3①～③欄に記入します。

step.6-2

課税資産の譲渡等の対価の額を計算します（付表2-3①～③欄の合計）。

➡付表2-3④C欄を使用します。

step.7　資産の譲渡等の対価の額を計算する

step.7-1

課税資産の譲渡等の対価の額（step.6-2）、〔表イ－1〕①B「Aのうち課税売上げにならないもの」欄の金額のうち非課税売上額を記入します。

➡付表2-3⑤、⑥欄に記入します。

step.7-2

資産の譲渡等の対価の額を計算します（付表2-3⑤、⑥欄の合計）。

➡付表2-3⑦欄を使用します。

step.8　課税売上割合を計算する

課税資産の譲渡等の対価の額（課税売上高）（step.6-2）を資産の譲渡等の対価の額（総売上高）（step.7-2）で割ります。

(注) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

➡付表2-3⑧欄を使用します。

step.9　課税仕入れに係る消費税額を計算する

課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）に〔表ハ〕で計算した課税仕入高の合計（〔表ハ〕⑩欄）を、課税仕入れに係る消費税額に〔表ハ〕⑪～⑭欄をそれぞれ記入します。

➡付表2-3⑨～⑫欄に記入します。

設例 国税商店の場合

step.6-1

付表2-3①A欄に、〔表ロ〕⑪欄 12,138,888 円
付表2-3①B欄に、〔表ロ〕⑫欄 8,681,818 円
をそれぞれ転記し、
付表2-3①C欄に、各欄の合計額 20,820,706 円
を記入します。

step.6-2

課税資産の譲渡等の対価の額は、
20,820,706 円＋0 円＋0 円＝20,820,706 円
と求められます。

step.7-1

付表2-3⑤C欄に、付表2-3④C欄 20,820,706 円
を転記します。
付表2-3⑥C欄に、〔表イ－1〕①B欄 350,000 円
を転記します。

step.7-2

資産の譲渡等の対価の額は、
課税資産の譲渡等の対価の額 20,820,706 円
＋ 非課税売上額 350,000 円
＝ 21,170,706 円と求められます。

step.8

課税売上割合は、
課税資産の譲渡等の対価の額 20,820,706 円
÷ 資産の譲渡等の対価の額 21,170,706 円
≒ 98.3 %と求められます。

step.9

付表2-3⑨A欄に、〔表ハ〕⑩
「うち軽減税率6.24%適用分」の「課税仕入高」欄
8,736,000 円
付表2-3⑨B欄に、〔表ハ〕⑩
「うち標準税率7.8%適用分」の「課税仕入高」欄
7,690,000 円
付表2-3⑪B欄に、〔表ハ〕⑩
「うち標準税率7.8%適用分」の「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れ高」欄の合計額 1,925,000 円
付表2-3⑩A欄に、〔表ハ〕⑪欄 504,746 円
付表2-3⑩B欄に、〔表ハ〕⑫欄 545,290 円
付表2-3⑫B欄に、〔表ハ〕⑭欄 105,300 円
をそれぞれ転記し、
付表2-3⑨C欄に、各欄の合計額 16,426,000 円
付表2-3⑩C欄に、各欄の合計額 1,050,036 円
付表2-3⑪C欄に、各欄の合計額 1,925,000 円
付表2-3⑫C欄に、各欄の合計額 105,300 円
をそれぞれ記入します。

step.10　特定課税仕入れに係る消費税額を計算する

課税売上割合（step.8）が95%未満で、特定課税仕入れがある（事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた）方のみ計算が必要です。
詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。
➡付表2-3⑬・⑭を使用します。

step.11　課税貨物に係る消費税額を記入する

保税地域から引き取った課税貨物に課された消費税額※、又は課されるべき消費税額※がある場合に記入します。
※地方消費税の額を除きます。
➡付表2-3⑮欄に記入します。

step.12　納税義務の免除を受けない、又は受けることとなった場合の、消費税額の調整額を計算する

Aに該当する場合は加算、Bに該当する場合は減算することになります。

A 令和7年分は免税事業者だったが、令和8年分から課税事業者となった場合の消費税額の調整額

税率6.24%適用分

令和7年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、免税事業者であった課税期間中に国内において譲り受けた棚卸資産で、税率6.24%適用分の課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 × $\frac{6.24}{108}$ ＝ ⑯A消費税額の調整額

➡付表2-3⑯A欄に記入します。

税率7.8%適用分

令和7年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、免税事業者であった課税期間中に国内において譲り受けた棚卸資産で、税率7.8%適用分の課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 × $\frac{7.8}{110}$ ＝ ⑯B消費税額の調整額

➡付表2-3⑯B欄に記入します。

（注）インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、令和8年の途中から課税事業者となった場合には、登録日の前日に所有していた棚卸資産につき調整計算を行うこととなります。

B 令和8年分は課税事業者であるが、令和9年分から免税事業者となる場合の消費税額の調整額

税率6.24%適用分

令和8年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、令和8年中に国内において譲り受けた棚卸資産で、税率6.24%適用分の課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 × $\frac{6.24}{108}$ ＝ ⑯A消費税額の調整額

➡付表2-3⑯A欄に記入します。

税率7.8%適用分

令和8年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、令和8年中に国内において譲り受けた棚卸資産で、税率7.8%適用分の課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 × $\frac{7.8}{110}$ ＝ ⑯B消費税額の調整額

➡付表2-3⑯B欄に記入します。

設例 国税商店の場合

step.12

国税商店は、令和8年分から新たに課税事業者となったので、納税義務の免除を受けないこととなった場合の消費税額の調整を行います。
棚卸資産は、全て課税取引（税率7.8%適用分）に係るものですので、消費税額の調整額は

1,741,000円 × $\frac{7.8}{110}$ ＝ 123,452円

と求められます。
したがって、付表2-3⑯B欄に、123,452円と記入します。

step.13　課税仕入れ等の税額の合計額を計算する

課税仕入れに係る消費税額(step.9)、特定課税仕入れに係る消費税額(step.10)、課税貨物に係る消費税額(step.11)、消費税額の調整額(step.12)の合計額を計算します。

➡付表2-3⑰欄を使用します。

step.14　控除対象仕入税額を計算する

➡付表2-3⑱～㉒欄を使用します。

A 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合（step.8）が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額を全額控除します。

課税仕入れ等の税額の合計額 ＝ 控除対象仕入税額

B 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合（step.8）が95%未満の場合は、次のいずれかの方式で計算します。

＜個別対応方式＞

課税仕入れ等に係る消費税額を、①課税売上げ（免税売上げを含む）にのみ対応するもの、②非課税売上げにのみ対応するもの、③どちらにも共通して対応するものの、3つに区分して計算する方法です。

課税仕入れ等の税額の合計額のうち課税売上げにのみ対応するもの ＋ (課税仕入れ等の税額の合計額のうち課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの × 課税売上割合) ＝ 控除対象仕入税額

＜一括比例配分方式＞

課税仕入れ等に係る消費税額に、課税売上割合を掛けて、仕入控除税額を計算する方法です。

課税仕入れ等の税額の合計額 × 課税売上割合 ＝ 控除対象仕入税額

※ 一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を2年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

設例 国税商店の場合

step.13

課税仕入れ等の税額の合計額は、次のように求められます。

税率6.24%適用分（付表2-3⑰A欄に記入）

504,746円＋0円＋0円＋0円＝504,746円

税率7.8%適用分（付表2-3⑰B欄に記入）

545,290円＋105,300円＋0円＋0円＋123,452円＝774,042円

合計（付表2-3⑰C欄に記入）

504,746円＋774,042円＝1,278,788円

step.14

課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上（step.8　98.3%）なので、課税仕入れ等の税額の合計額を、全額控除します。

（付表2-3⑰欄の金額を、付表2-3⑱欄と㉖欄に記入）

step.15　控除税額を調整する

➡付表2-3㉓～㉕欄を使用します。

次のいずれかに該当する場合は、控除税額の調整が必要です。

A **取得した調整対象固定資産に係る消費税額を、令和６年分の消費税の申告において次により控除した場合で、令和８年課税期間の末日において当該資産を有しており、当該課税期間の課税売上割合が著しく変動したときは、その調整額を計算し、付表2-3㉓欄に記入します。**

- 課税売上割合が95%以上で、全額控除した場合
- 個別対応方式により、課税売上げと非課税売上げに共通して対応する課税仕入れとして控除した場合
- 一括比例配分方式により控除した場合

B **個別対応方式を適用している方が、取得した調整対象固定資産を、取得してから３年以内に、次により用途を変更した場合は、その調整額を計算し、付表2-3㉔欄に記入します。**

- 課税売上げにのみ要するものを、非課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合
- 非課税売上げにのみ要するものを、課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合

調整対象固定資産とは

調整対象固定資産とは、一取引単位についての購入価額（税抜き）が100万円以上の建物（附属設備を含む）、機械装置、車両運搬具、工具、備品等の資産で棚卸資産以外のものをいいます。詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

C **居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限※1の適用を受けた居住用賃貸建物について、次のいずれかに該当するときは、その調整額を計算し、付表2-3㉕欄に記入します。**

- 第三年度の課税期間※2の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間※3に課税賃貸用※4に供した場合
- 居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

※１　47ページをご覧ください。
２　第三年度の課税期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後３年を経過する日の属する課税期間をいいます。
３　調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間をいいます。
４　課税賃貸用とは、非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用をいいます。
５　詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）に掲載しているリーフレット「消費税法改正のお知らせ（令和２年４月）」をご覧ください。

step.16　差引控除対象仕入税額を計算する

➡付表2-3㉖欄を使用します。

控除対象仕入税額（step.14）と、控除税額の調整額（step.15）の差額を計算します。
差額がプラス（正の値）の場合は、控除対象仕入税額（付表2-3㉖欄）です。計算結果を付表1-3④欄に転記します。
差額がマイナス（負の値）の場合は、step.17に進んでください。

step.17　控除過大調整税額を計算する

step.16の計算結果がマイナス（負の値）の場合に、その計算結果を付表2-3㉗欄に記入します。
課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（以下「貸倒債権」といいます）に含まれる消費税額を控除しますが、令和８年分の課税期間中に、過去に控除した貸倒債権の一部、又は全部を回収した場合は、適用税率ごとに、回収した貸倒債権に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表2-3㉘欄に記入します。

税率6.24%適用分　回収した貸倒債権の合計額 × $\frac{6.24}{108}$ ＝ ㉘A貸倒回収に係る消費税額

税率7.8%適用分　回収した貸倒債権の合計額 × $\frac{7.8}{110}$ ＝ ㉘B貸倒回収に係る消費税額

設例 国税商店の場合：付表2-3

国税商店の付表2-3　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表は以下のとおりです。

様式ID　NTA0SHB033010020

付表2－3　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一　般

課税期間		元号	年	月	日			元号	年	月	日	氏名又は名称	F04	国税　太郎
	N01	令和	8	1	1	～	N02	令和	8	12	31			

項目		税率6.24％適用分 A	税率7.8％適用分 B	合計 C（A＋B）	
		円	円	円	
課税売上額（税抜き）	①	G01 12,138,888	G20 8,681,818	G41 20,820,706	step.6-1
免税売上額	②			G42	step.6-1
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③			G43	step.6-1
課税資産の譲渡等の対価の額（①＋②＋③）	④			※第一表の⑮欄へ G44 20,820,706	step.6-2
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤			G45 20,820,706	step.7-1
非課税売上額	⑥			G46 350,000	step.7-1
資産の譲渡等の対価の額（⑤＋⑥）	⑦			※第一表の⑯欄へ G47 21,170,706	step.7-2
課税売上割合（④／⑦）	⑧			C01 98.3 % ※端数切捨て	step.8
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨	G02 8,736,000	G21 7,690,000	G48 16,426,000	step.9
課税仕入れに係る消費税額	⑩	G03 504,746	G22 545,290	G49 1,050,036	step.9
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑪	G04	G23 1,925,000	G50 1,925,000	step.9
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫	G05	G24 105,300	G51 105,300	step.9
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	G25	G52	step.10
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭		（⑬B欄×7.8/100） G26	G53	step.10
課税貨物に係る消費税額	⑮	G06	G27	G54	step.11
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑯	G07	G28 123,452	G55 123,452	step.12
課税仕入れ等の税額の合計額（⑩＋⑫＋⑭＋⑮±⑯）	⑰	G08 504,746	G29 774,042	G56 1,278,788	step.13
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95％以上の場合（⑰の金額）	⑱	G09 504,746	G30 774,042	G57 1,278,788	step.14-A
課税売上割合95％未満又は課税売上高が5億円超の場合 個別対応方式 ⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲	G10	G31	G58	step.14-B
課税売上割合95％未満又は課税売上高が5億円超の場合 個別対応方式 ⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑳	G11	G32	G59	step.14-B
課税売上割合95％未満又は課税売上高が5億円超の場合 個別対応方式 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額〔⑲＋(⑳×④／⑦)〕	㉑	G12	G33	G60	step.14-B
課税売上割合95％未満又は課税売上高が5億円超の場合 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額（⑰×④／⑦）	㉒	G13	G34	G61	step.14-B
控除税額調整 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉓	G14	G35	G62	step.15-A
控除税額調整 調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉔	G15	G36	G63	step.15-B
控除税額調整 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額	㉕	G16	G37	G64	step.15-C
差引 控除対象仕入税額〔(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔＋㉕〕がプラスの時	㉖	※付表1-3の④A欄へ G17 504,746	※付表1-3の④B欄へ G38 774,042	G65 1,278,788	step.16
差引 控除過大調整税額〔(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔＋㉕〕がマイナスの時	㉗	※付表1-3の③A欄へ G18	※付表1-3の③B欄へ G39	G66	step.17
貸倒回収に係る消費税額	㉘	※付表1-3の②A欄へ G19	※付表1-3の③B欄へ G40	G67	step.17

注意　1　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2　⑨、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。
3　⑪及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。　（R5.10.1以後終了課税期間用）

step.18　返還等対価に係る税額を計算する

課税売上げについて、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした場合は、適用税率ごとに、その返品等に係る消費税額を計算し、その計算結果を付表1-3⑤-1、⑤欄に記入します。

税率6.24%適用分　課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額 × 6.24/108 ＝ ⑤-1A返還等対価に係る税額

税率7.8%適用分　課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額 × 7.8/110 ＝ ⑤-1B返還等対価に係る税額

※ 付表1-3⑤-1、⑤欄に記載がある場合には、21ページstep.6の課税資産の譲渡等の対価の額は、課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額に100/108又は100/110を掛けた金額を差し引いた金額となります。

※ 売上げに係る対価の返還等につき交付した適格返還請求書（返還インボイス）の写しを保存している場合には、当該適格返還請求書（返還インボイス）に記載した消費税額等に78/100を乗じて算出した金額を返還等対価に係る税額とすることもできます。

※ 課税売上割合が95%未満で、特定課税仕入れについて返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けた場合は、その返品等に係る消費税額を計算し、付表1-3⑤-2欄に記入し、⑤-1欄との合計額を⑤欄に記入します。詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

設例のように、課税売上げに係る返品、値引き等の金額を、売上金額から直接減額する経理処理を行っている場合には、この計算は必要ありません。

step.19　貸倒れに係る税額を計算する

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、適用税率ごとに、貸倒れとなった売掛金等（貸倒債権）に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表1-3⑥欄に記入します。
なお、貸倒れに係る消費税額の控除を受ける場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存する必要があります。

税率6.24%適用分　貸倒れに係る金額（税込み） × 6.24/108 ＝ ⑥A貸倒れに係る税額

税率7.8%適用分　貸倒れに係る金額（税込み） × 7.8/110 ＝ ⑥B貸倒れに係る税額

以下の貸倒回収や返還等対価及び貸倒れに係る税額については、付表1-3③欄、⑤欄及び⑥欄の計算は行いません。

・免税事業者であった課税期間における課税売上げに係る売掛金等の貸倒れの回収
・免税事業者であった課税期間における課税売上げに係る返品、値引き、割戻し
・免税事業者であった課税期間における課税売上げに係る売掛金等の貸倒れ
・課税売上げに係る債権以外の債権の貸倒れ

step.20　控除税額小計を計算する

適用税率ごとに、付表1-3④控除対象仕入税額、⑤返還等対価に係る税額、⑥貸倒れに係る税額を合計し、計算結果を付表1-3⑦欄に記入します。

④控除対象仕入税額 ＋ ⑤返還等対価に係る税額 ＋ ⑥貸倒れに係る税額 ＝ ⑦控除税額小計

設例 国税商店の場合

控除税額小計は、次のように求められます。

税率6.24%適用分（付表1-3⑦A欄に記入）

504,746 円＋*0* 円＋*0* 円＝*504,746* 円

税率7.8%適用分（付表1-3⑦B欄に記入）

774,042 円＋*0* 円＋*0* 円＝*774,042* 円

合計（付表1-3⑦C欄に記入）

504,746 円＋*774,042* 円 ＝ *1,278,788* 円

step.21　差引税額又は控除不足還付税額を計算する

課税売上げに係る消費税額（消費税額と控除過大調整税額の合計額）から、控除税額小計を差し引いて差引税額を計算し、計算結果の100円未満を切り捨てた金額を付表1-3⑨欄に記入します。

②消費税額 ＋ ③控除過大調整税額 － ⑦控除税額小計 ＝ ⑨差引税額（100円未満切捨て）

上記計算式の計算結果がマイナス（負の値）の場合、還付申告となります。この場合、次の計算式で控除不足還付税額を計算し、計算結果を付表1-3⑧欄に記入します。

⑦控除税額小計 － ②消費税額 － ③控除過大調整税額 ＝ ⑧控除不足還付税額

設例 国税商店の場合

（付表1-3⑨欄に記入）

差引税額は、次のように求められます。

1,434,529 円＋*0* 円－*1,278,788* 円 ＝ *155,741* 円

155,741 円 → *155,700* 円（100円未満切捨て）

5 申告書を作成する②
地方消費税の税額計算

設例を参考に、地方消費税額を計算します。

step.22　地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する

付表1-3⑨欄に記入がある場合は、⑨差引税額を付表1-3⑪欄に転記します。
付表1-3⑧欄に記入がある場合は、⑧控除不足還付税額を付表1-3⑩欄に転記します。

設例 国税商店の場合

付表1-3⑪C欄に、付表1-3⑨C欄 155,700 円を転記します。

step.23　譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する

次の計算式により計算し、計算結果を付表1-3⑫又は⑬欄に記入します。なお、⑬納税額は、100円未満を切り捨てた金額を記入します。

$$\text{地方消費税の課税標準となる消費税額（⑪差引税額又は⑩控除不足還付税額）} \times \frac{22}{78} = \text{譲渡割額（⑬納税額（100円未満切捨て）又は⑫還付額）}$$

設例 国税商店の場合

譲渡割額（納税額）は、次のように求められます。
（付表1-3⑬欄に記入）

$$155{,}700\text{円} \times \frac{22}{78} = 43{,}915\text{円}$$

43,915 円 → 43,900 円（100円未満切捨て）

設例 国税商店の場合：付表1-3

国税商店の付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表は、以下のとおりです。

様式ID　NTA0SHB017010020

付表1－3　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一　般

課税期間		元号	年	月	日			元号	年	月	日	氏名又は名称		
	N01	令和	8	1	1	～	N02	令和	8	12	31		F04	国税　太郎

区分			税率6.24％適用分 A	税率7.8％適用分 B	合計 C（A＋B）	
課税標準額		①	G01 12,138,000 円	G10 8,681,000 円	G21 20,819,000 円（※第二表の①欄へ）	step.3-2
①の内訳	課税資産の譲渡等の対価の額	①-1	G02 12,138,888（※第二表の⑤欄へ）	G11 8,681,818（※第二表の⑥欄へ）	G22 20,820,706（※第二表の⑦欄へ）	step.3-1
①の内訳	特定課税仕入れに係る支払対価の額	①-2	（※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。）	G12（※第二表の⑨欄へ）	G23（※第二表の⑩欄へ）	
消費税額		②	G03 757,411（※第二表の⑮欄へ）	G13 677,118（※第二表の⑯欄へ）	G24 1,434,529（※第二表の⑪欄へ）	step.4
控除過大調整税額		③	G04（付表2-3の㉗・㉘A欄の合計金額）	G14（付表2-3の㉗・㉘B欄の合計金額）	G25（※第一表の③欄へ）	step.17
控除税額	控除対象仕入税額	④	G05 504,746（付表2-3の㉖A欄の金額）	G15 774,042（付表2-3の㉖B欄の金額）	G26 1,278,788（※第一表の④欄へ）	step.16
控除税額	返還等対価に係る税額	⑤	G06	G16	G27（※第二表の⑰欄へ）	step.18
控除税額	⑤の内訳 売上げの返還等対価に係る税額	⑤-1	G07	G17	G28（※第二表の⑱欄へ）	
控除税額	⑤の内訳 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤-2	（※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。）	G18	G29（※第二表の⑲欄へ）	
控除税額	貸倒れに係る税額	⑥	G08	G19	G30（※第一表の⑥欄へ）	step.19
控除税額	控除税額小計（④＋⑤＋⑥）	⑦	G09 504,746	G20 774,042	G31 1,278,788（※第一表の⑦欄へ）	step.20
控除不足還付税額	（⑦－②－③）	⑧			G32（※第一表の⑧欄へ）	step.21
差引税額	（②＋③－⑦）	⑨			G33 155,700（※第一表の⑨欄へ）	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額（⑧）	⑩			G34（※第一表の⑰欄へ／※マイナス「－」を付して第二表の㉑及び㉓欄へ）	step.22
地方消費税の課税標準となる消費税額	差引税額（⑨）	⑪			G35 155,700（※第一表の⑱欄へ／※第二表の⑳及び㉒欄へ）	
譲渡割額	還付額	⑫			G36（⑩C欄×22/78）（※第一表の⑲欄へ）	step.23
譲渡割額	納税額	⑬			G37 43,900（⑪C欄×22/78）（※第一表の⑳欄へ）	

注意　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

（R5.10.1以後終了課税期間用）

申告書（第一表及び第二表）の記入

step.24　申告書第二表を記入する

付表1-3から、次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目			転記元項目等
課税標準額		①	付表1-3の①C欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤	付表1-3の①-1A欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表1-3の①-1B欄の金額
		⑦	付表1-3の①-1C欄の金額
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	7.8%適用分	⑨	付表1-3の①-2B欄の金額
		⑩	付表1-3の①-2C欄の金額
消費税額		⑪	付表1-3の②C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮	付表1-3の②A欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表1-3の②B欄の金額
返還等対価に係る税額		⑰	付表1-3の⑤C欄の金額
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	付表1-3の⑤-1C欄の金額
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑲	付表1-3の⑤-2C欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表1-3⑪欄（プラスの場合）又は⑩欄（マイナスの場合）の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	付表1-3⑪欄（プラスの場合）又は⑩欄（マイナスの場合）の金額

step.25　申告書第一表を記入する

申告書第二表、付表1-3及び2-3から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目			転記元項目等
課税標準額		①	申告書第二表の①欄の金額
消費税額		②	申告書第二表の⑪欄の金額
控除過大調整税額		③	付表1-3の③C欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表1-3の④C欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表の⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表1-3の⑥C欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表1-3の⑦C欄の金額
控除不足還付税額		⑧	付表1-3の⑧欄の金額
差引税額		⑨	付表1-3の⑨欄の金額
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	付表2-3の④欄の金額
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	付表2-3の⑦欄の金額

※ 申告書第一表⑨欄の差引税額が48万円超の場合は、令和９年分の中間申告・納付が必要となります。
15ページを参照してください。

step.26　申告書第一表⑩中間納付税額を記入する（令和８年分の中間申告を行った事業者の方）

中間申告を行った事業者の方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、令和８年の消費税の中間納付税額の合計額を、申告書第一表⑩欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付税額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 中間納付譲渡割額は、step.30で記載しますので、ここでは記載しないでください。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付税額は印字されません。最終の中間申告分まで（3回分又は11回分）の消費税額を合計し、申告書第一表⑩欄に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの事業者の方は、中間納付税額の金額をご確認ください。

step.27　申告書第一表⑪納付税額を計算する

申告書第一表⑨差引税額が⑩中間納付税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑪欄に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書第一表⑪欄は空欄のまま、step.28に進んでください。

⑨差引税額 ー ⑩中間納付税額 ＝ ⑪納付税額

設例 国税商店の場合

納付税額は、

差引税額 155,700円 － 0円＝155,700円

と求められます。

step.28　申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する

申告書第一表⑩中間納付税額が⑨差引税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑫欄に記入します。

⑩中間納付税額 ー ⑨差引税額 ＝ ⑫中間納付還付税額

step.29　申告書第一表⑰欄から⑳欄までを記入する

付表1-3から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書の記載項目			転記元項目等
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表1-3の⑩欄の金額
	差引税額	⑱	付表1-3の⑪欄の金額
譲渡割額	還付額	⑲	付表1-3の⑫欄の金額
	納税額	⑳	付表1-3の⑬欄の金額

step.30　申告書第一表㉑中間納付譲渡割額を記入する（令和8年分の中間申告を行った事業者の方）

中間申告を行った事業者の方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、令和8年の地方消費税の中間納付譲渡割額の合計額を申告書第一表㉑欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付譲渡割額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付譲渡割額は印字されません。最終の中間申告分（3回分又は11回分）までの地方消費税額を合計し、申告書第一表㉑欄に記入してください。

※「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの事業者の方は、中間納付譲渡割額の金額をご確認ください。

step.31　申告書第一表㉒納付譲渡割額を計算する

申告書第一表⑳納税額が、㉑中間納付譲渡割額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表㉒欄に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書第一表㉒欄は空欄のまま、step.32に進んでください。

⑳納税額 ー ㉑中間納付譲渡割額 ＝ ㉒納付譲渡割額

設例 国税商店の場合

納付譲渡割額は、

43,900円 － 0円 ＝ 43,900円

と求められます。

step.32　申告書第一表㉓中間納付還付譲渡割額を計算する

申告書第一表㉑中間納付譲渡割額が⑳納税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表㉓欄に記入します。

㉑中間納付譲渡割額 ー ⑳納税額 ＝ ㉓中間納付還付譲渡割額

step.33　申告書第一表㉖消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（納付又は還付）

納税する又は還付を受ける消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、その計算結果を申告書第一表㉖欄に記入します。
なお、計算結果がマイナス（負の値）の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号（－）を記入してください。

（⑪納付税額 ＋ ㉒納付譲渡割額）－（⑧控除不足還付税額 ＋ ⑫中間納付還付税額 ＋ ⑲還付額 ＋ ㉓中間納付還付譲渡割額）＝ ㉖消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額

設例 国税商店の場合

消費税及び地方消費税の合計税額は、

（納付税額 155,700 円 ＋ 納付譲渡割額 43,900 円）－（控除不足還付税額 0 円 ＋ 中間納付還付税額 0 円 ＋ 還付額 0 円 ＋ 中間納付還付譲渡割額 0 円）＝ 199,600 円

と求められます。

ここまでの計算結果を記入した申告書第二表は、以下のとおりです。

課税標準額 ※申告書（第一表）の①欄へ		①	G02	20,819,000
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	G03	
	4 % 適用分	③	G04	
	6.3 % 適用分	④	G05	
	6.24 % 適用分	⑤	G06	12,138,888
	7.8 % 適用分	⑥	G07	8,681,818
	（②～⑥の合計）	⑦	G08	20,820,706
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（注１）	6.3 % 適用分	⑧	G09	
	7.8 % 適用分	⑨	G10	
	（⑧・⑨の合計）	⑩	G11	
消費税額 ※申告書（第一表）の②欄へ		⑪	G12	1,434,529
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	G13	
	4 % 適用分	⑬	G14	
	6.3 % 適用分	⑭	G15	
	6.24 % 適用分	⑮	G16	757,411
	7.8 % 適用分	⑯	G17	677,118
返還等対価に係る税額 ※申告書（第一表）の⑤欄へ		⑰	G18	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	G19	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額（注１）	⑲	G20	
地方消費税の課税標準となる消費税額（注２）	（㉑～㉓の合計）	⑳	G21	155,700
	4 % 適用分	㉑	G22	
	6.3 % 適用分	㉒	G23	
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	G24	155,700

（注１）　⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
（注２）　⑳～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

ここまでの計算結果を記入した申告書第一表は、以下のとおりです。

この申告書による消費税の税額の計算				
課税標準額	①	G01	円	20,819,000
消費税額	②	G02		1,434,529
控除過大調整税額	③	G03		
控除税額 控除対象仕入税額	④	G04		1,278,788
控除税額 返還等対価に係る税額	⑤	G05		
控除税額 貸倒れに係る税額	⑥	G06		
控除税額 控除税額小計（④＋⑤＋⑥）	⑦	G07		1,278,788
控除不足還付税額（⑦－②－③）	⑧	G08		
差引税額（②＋③－⑦）	⑨	G09		155,700
中間納付税額	⑩	G10		00
納付税額（⑨－⑩）	⑪	G11		155,700
中間納付還付税額（⑩－⑨）	⑫	G12		00
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬	G13		
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額	⑭	G14		00
課税売上割合 課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	G15		20,820,706
課税売上割合 資産の譲渡等の対価の額	⑯	G16		21,170,706
この申告書による地方消費税の税額の計算				
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額	⑰	G17		
地方消費税の課税標準となる消費税額 差引税額	⑱	G18		155,700
譲渡割額 還付額	⑲	G19		
譲渡割額 納税額	⑳	G20		43,900
中間納付譲渡割額	㉑	G21		00
納付譲渡割額（⑳－㉑）	㉒	G22		43,900
中間納付還付譲渡割額（㉑－⑳）	㉓	G23		00
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額	㉔	G24		
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額	㉕	G25		00

⑪・㉒又は⑫・㉓の記入をお忘れなく。

消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額	㉖	G26	199,600

㉖＝(⑪＋㉒)－(⑧＋⑫＋⑲＋㉓)・修正申告の場合㉖＝⑭＋㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

消費税及び地方消費税の税額計算は、これで終了です。続いて、その他の項目を記入します。

申告書を作成する④

7 その他の項目

税額計算以外の必要事項を記入します。

A 提出日・所轄税務署名・納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名

提出日【第一表】
申告書を提出する年月日を記入します。

所轄税務署名【第一表】
納税地を所轄する税務署名を記入します。

納税地・屋号【第一表・第二表】
申告する事業者の納税地と電話番号、屋号をそれぞれ記入します。

マイナンバー（個人番号）【第一表】
申告する事業者のマイナンバー（個人番号）を記入します。税務署で本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
詳しくは、10ページを参照してください。

氏　名【第一表・第二表】
申告者の氏名とフリガナを記入します。
※マイナンバーの記入は申告書第一表のみ

B 課税期間・表題

課税期間【第一表・第二表】
個人事業者の方の課税期間は、原則として暦年（1月1日から12月31日まで）です。なお、税務署から送付する申告書には、課税期間があらかじめ印字してあります。
（注）課税期間の記入は数字で記載していただき、元号は「令和」を記入します。

表　題【第一表・第二表】
表題に「確定」と記入し、「1」を第一表のG28及び第二表のG01に記入します。

C 付記事項・参考事項【第一表】

割賦基準・延払基準等・工事進行基準・現金主義会計
特別な売上基準を適用している場合には、該当する売上基準に「1」を記入し、適用していない場合は「2」を記入します。

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用
この欄は、使用しないでください。

控除税額の計算方法
step.14（23ページ）で適用した計算方法の数字を記入します。

基準期間の課税売上高
令和6年分の課税売上高を記入します。

D 還付を受けようとする金融機関等【第一表】

還付申告となる場合（申告書第一表㉖欄の計算結果がマイナス（負の値）の場合）は、還付金の受取りについて、希望する振込先預貯金口座を記入します。
※ 預貯金口座の口座名義に、店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合は振込みできません。預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみの口座をご利用ください。
※ 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります（公金受取口座の利用はできません）。
※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

ⅰ 銀行等の預金口座の場合
金融機関名、本支店名、預金種類、口座番号を記入します。

ⅱ ゆうちょ銀行の貯金口座の場合
貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。
・他の金融機関との振込用の「店名（店番）」及び「口座番号」は記入しないでください。
・記号部分と番号部分の間に1桁の数字（通帳再発行時に表示される「−2」などの枝番）がある場合は、その数字の記入は不要です。
※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

E （個人の方）公金受取口座の利用【第一表】

公金受取口座への振込みを希望（既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。）する場合は、「1」を記入し、希望しない場合は「2」を記入します。
※「還付を受けようとする金融機関等」を記載する必要はありません（記載があった場合、記載された預貯金口座に振込みを行います）。
※ 申告者ご本人の個人番号（マイナンバー）が正しく記載されていない場合や本人確認書類の不備等により本人確認ができない場合は、公金受取口座を利用することはできません。

F 税理士法に基づく書面を提出する場合【第一表】

「税理士法第30条に規定する税務代理権限証書」及び「税理士法第33条の2に規定する計算・審査事項等を記載した添付書面」を提出する場合は、「1」を記入し、提出しない場合は「2」を記入します。

G 税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）【第一表】

2割特例を適用する場合は、「8」を記入します。なお、2割特例については9ページをご覧ください。

H 「軽減売上割合（10営業日）」欄及び「小売等軽減仕入割合」欄

この欄は、使用しないでください。

これで申告書は完成しました。次のページで、完成した国税商店の申告書を確認しましょう。

令和9年3月3日　FO1　麹町　税務署長殿

様式ID　NTA1SHA010010100　★

納税地	郵便番号	100 － 8978
	フリガナ	チヨダクカスミガセキ3-1-1
	納税地 FO6	千代田区霞が関3-1-1
	電話番号 FO7	03-3210-XXXX
フリガナ FO3		コクゼイショウテン
名称又は屋号 FO4		国税商店
個人番号又は法人番号 F02		XXXXXXXXXXXX
フリガナ H06		コクゼイ　タロウ
代表者氏名又は氏名 H07		国税　太郎

※税務署処理欄

申告区分	指導等	庁指定	局指定

申告年月日	元号	年	月	日

通信日付印 F12	（西暦）年	月	日	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他（　）	身元確認 K22

相談	区分1	区分2	区分3

課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書

		元号	年	月	日
自	NO1	令和	8	1	1
至	NO2	令和	8	12	31

確定　G28　1　← 1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間

中間申告の場合の対象期間

		元号	年	月	日
自	N03				
至	N04				

この申告書による消費税の税額の計算

				円
課税標準額	①	G01	20,819,000	
消費税額	②	G02	1,434,529	
控除過大調整税額	③	G03		
控除税額 控除対象仕入税額	④	G04	1,278,788	
控除税額 返還等対価に係る税額	⑤	G05		
控除税額 貸倒れに係る税額	⑥	G06		
控除税額 控除税額小計（④＋⑤＋⑥）	⑦	G07	1,278,788	
控除不足還付税額（⑦－②－③）	⑧	G08		
差引税額（②＋③－⑦）	⑨	G09	155,700	
中間納付税額	⑩	G10	00	
納付税額（⑨－⑩）	⑪	G11	155,700	
中間納付還付税額（⑩－⑨）	⑫	G12	00	
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬	G13		
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額	⑭	G14	00	
課税売上割合 課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	G15	20,820,706	
課税売上割合 資産の譲渡等の対価の額	⑯	G16	21,170,706	

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額	⑰	G17		
地方消費税の課税標準となる消費税額 差引税額	⑱	G18	155,700	
譲渡割額 還付額	⑲	G19		
譲渡割額 納税額	⑳	G20	43,900	
中間納付譲渡割額	㉑	G21	00	
納付譲渡割額（⑳－㉑）	㉒	G22	43,900	
中間納付還付譲渡割額（㉑－⑳）	㉓	G23	00	
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額	㉔	G24		
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額	㉕	G25	00	
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額	㉖	G26	199,600	

⑪・㉒又は⑫・㉓の記入をお忘れなく。

㉖が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

※　2割特例による申告の場合、⑱欄に⑮欄の数字を記載し、⑱欄×22/78から算出された金額を⑳欄に記載してください。

付記事項

割賦基準の適用	1：適用あり 2：適用なし	G29	2
延払基準等の適用	1：適用あり 2：適用なし	G30	2
工事進行基準の適用	1：適用あり 2：適用なし	G31	2
現金主義会計の適用	1：適用あり 2：適用なし	G32	2
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	1：適用あり 2：適用なし	G33	
控除税額計算方法の適用 課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満	1：個別対応方式 2：一括比例配分方式	G34	3
控除税額計算方法の適用 上記以外	3：全額控除		
税額控除に係る経過措置の適用	8：2割特例		
基準期間の課税売上高	G27　19,951		千円

還付を受けようとする金融機関等

ゆうちょ以外 金融機関名	Z01		
金融機関区分	Z02		1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協
支店名	Z03		
本支店区分	Z04		1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所
預金種類	Z05		1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他
口座番号	Z06		
ゆうちょ銀行（窓口受取）	Z07		郵便局
ゆうちょ銀行 記号番号	Z08	－	

（個人の方）公金受取口座の利用　G35　2　1：利用する 2：利用しない

税理士署名	R01	
電話番号（税理士）	R02	－ －

税理士法第30条の書面提出	提出あり：1 提出なし：2	G36	2
税理士法第33条の2の書面提出	提出あり：1 提出なし：2	G37	2

34ページA参照
34ページB参照
16～33ページ参照
34ページC・G参照
34ページD参照
34ページE参照
34ページF参照

34ページA参照

課税標準額等の内訳書

様式ID	NTA0SHA010020100

第二表　令和四年四月一日以後終了課税期間分

納税地	郵便番号		100 － 8978
	フリガナ		チヨダクカスミガセキ3-1-1
	納税地	F06	千代田区霞が関3-1-1
	電話番号	F07	03-3210-XXXX
フリガナ		F03	コクゼイショウテン
名称又は屋号		F04	国税商店
フリガナ		H06	コクゼイ　タロウ
代表者氏名又は氏名		H07	国税　太郎

軽減売上割合（10営業日）	G25		提出あり：1 提出なし：2	附則38①		
小売等軽減仕入割合	G26		提出あり：1 提出なし：2	附則38②		

34ページH参照

34ページB参照

		元号	年	月	日
自	N01	令和	8	1	1
至	N02	令和	8	12	31

課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書

G01	1

← 1:確定、2:中間、3:修正確定、4:修正中間

中間申告の場合の対象期間

		元号	年	月	日
自	N03				
至	N04				

16〜33ページ参照

課税標準額 ※申告書（第一表）の①欄へ		①	G02	20,819,000
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	G03	
	4 % 適用分	③	G04	
	6.3 % 適用分	④	G05	
	6.24 % 適用分	⑤	G06	12,138,888
	7.8 % 適用分	⑥	G07	8,681,818
	（②〜⑥の合計）	⑦	G08	20,820,706
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（注1）	6.3 % 適用分	⑧	G09	
	7.8 % 適用分	⑨	G10	
	（⑧・⑨の合計）	⑩	G11	
消費税額 ※申告書（第一表）の②欄へ		⑪	G12	1,434,529
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	G13	
	4 % 適用分	⑬	G14	
	6.3 % 適用分	⑭	G15	
	6.24 % 適用分	⑮	G16	757,411
	7.8 % 適用分	⑯	G17	677,118
返還等対価に係る税額 ※申告書（第一表）の⑤欄へ		⑰	G18	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	G19	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額（注1）	⑲	G20	
地方消費税の課税標準となる消費税額（注2）	（㉑〜㉓の合計）	⑳	G21	155,700
	4 % 適用分	㉑	G22	
	6.3 % 適用分	㉒	G23	
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	G24	155,700

（注1）　⑧及び⑨欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

（注2）　⑳〜㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

8 申告と納付

完成した申告書を提出し、消費税及び地方消費税を納付します。

申告・納付の期限

令和８年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納付の期限は、**令和９年３月31日（水）**です。
なお、所得税及び復興特別所得税の申告と納付の期限は**令和9年3月15日（月）**ですので、お間違えのないようご注意ください。

申告書の提出

消費税及び地方消費税の確定申告書の提出方法は、3通りあります。
なお、提出が必要な書類については、10ページを参照してください。

送付先を調べる

1. e-Taxで申告する
2. 郵便又は信書便により、業務センター（※）に送付する
 郵便又は信書便による送付の場合、通信日付印を提出日とみなします。
 ※ 国税庁では、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。申告書・申請書等を郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。
3. 住所地等の所轄の税務署の受付に提出する
 ※ 税務署の開庁時間外は時間外収受箱に投函してください。
 ※ 業務センターに直接持参する方法で提出することはできません。
 ※ 税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

所轄の税務署を調べる

令和７年１月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年１月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。申告書等を書面で提出（送付）する場合は、申告書等の提出用のみを提出（送付）してください。
また、申告書等の控えに収受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、申告書等の記録・管理をお願いします。
なお、令和7年１月以降、当面の間、「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」（業務センター名）を記載したものを、希望者にお渡ししています。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

「令和7年１月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」

納付方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

⚠ ご注意ください！

申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。

各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm）をご覧ください。

１．キャッシュレス納付

国税の納付は、次のキャッシュレス納付が便利です。

⑴**振替納税を利用する**
振替納税は、指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。
振替納税を利用している場合は、確実に引落しができるよう、振替日の前日までに預貯金残高や他の引落しがないかご確認ください。
令和８年分の消費税及び地方消費税の振替日は、
令和９年４月30日（金）です。
なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。
※ 既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続が必要です。
※ 消費税及び地方消費税の振替納税は、所得税及び復興特別所得税について振替納税の手続をしている方であっても、別途振替納税の手続が必要です。

振替納税をお勧めします

令和８年分消費税及び地方消費税の振替納税の申込期限は、
令和９年３月31日（水）です。
「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」はe-Taxにより提出できます。
金融機関届出印や電子証明書は不要です。
なお、書面でご提出の場合は、48ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入の上、所轄の税務署又は金融機関に提出してください（郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。）。
また、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

⑵**ダイレクト納付で納付する**
事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、所轄の税務署に専用の届出書を提出していただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落しにより納付できます。

⑶**インターネットバンキングやATMで納付する**
納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます。

⑷**クレジットカードで納付する**
インターネットを利用して専用のWeb画面から納付できます。

⑸**スマートフォンのアプリで納付する**
e-Taxで申告等データを送信した後などに、「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付できます。
※ 納税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

２．キャッシュレス納付以外の納付方法

キャッシュレス納付以外の納付方法は次のとおりです。

⑴**QRコードによりコンビニエンスストアで現金で納付する**
自宅等で、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。
※ 納付できる金額は30万円以下となります。
（注）「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

⑵**金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する**
現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください。
納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。
※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

消費税及び地方消費税を期限内に納付するために、計画的な納税資金の積立て等、事前のご準備をお願いします。
なお、納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納が便利です。
詳しくは国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a02）をご覧ください。

納付が遅れた場合

納付が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、最寄りの金融機関又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付する必要があります。

※ 令和９年３月31日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。

令和９年４月１日から令和９年5月31日まで	年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(注)＋1%」のいずれか低い割合
令和９年６月１日以降	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(注)+7.3%」のいずれか低い割合

（注）延滞税特例基準割合とは、各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

なお、滞納となったままにしておくと、財産差押え等の滞納処分を受ける場合があります。ご注意ください。

※ 修正申告及び期限後の申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合があります。所轄の税務署にお尋ねください。

※ 期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

確定申告をした税額等に誤りがあった場合

次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	**「修正申告書」**を提出して正しい額に訂正する（※1）。
申告をした税額等が実際より多かったとき	**「更正の請求書」**を提出して正しい額への訂正を求める（※2）。

※1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から５年以内です。

● 申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が課税標準や税額を決定します。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに**加算税**が賦課される場合があるほか、**延滞税**を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

9 所得税の決算額調整

税込経理方式、税抜経理方式による調整方法を説明します。

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の納付税額又は還付税額を算定した後の、所得税の決算額の調整方法は、経理方式により異なります。

税込経理方式による経理処理の場合

消費税等の納付税額又は還付税額は、原則として、消費税等の申告書を提出した日の属する年の事業所得、不動産所得、山林所得などの所得（以下「事業所得等」といいます。）の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入します。

なお、消費税等の納付税額又は還付税額を未払金又は未収入金に計上した場合には、その未払金又は未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入することとしてもよいことになっています。

税抜経理方式による経理処理の場合等

税抜経理方式によっている場合には、消費税等の納付税額と、課税期間の終了時における仮受消費税等から仮払消費税等を差し引いた金額との差額は、その課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入します。

なお、2つ以上の所得を生ずべき業務を行う場合など、所得税の決算額の調整に関する詳細は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

税込経理方式、税抜経理方式とは

税込経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分しないで経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する方法をいいます。

税抜経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分して経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額を仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する方法をいいます。

課税取引金額計算表…〔表イー1〕

この計算表は見本です。

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

表イー1

様式ID NTA0SHE020010070

課税取引金額計算表

（令和　年分）　（事業所得用）

科目		決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの（※1） B	課税取引金額（A−B） C	うち軽減税率6.24%適用分 D	E	うち標準税率7.8%適用分 F	G
売上（収入）金額（雑収入を含む）	①	円	円	円	円	円	円	円

科目		決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの（※1） B	課税取引金額（A−B） C	うち軽減税率6.24%適用分 課税仕入高 D	うち軽減税率6.24%適用分 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高 E	うち標準税率7.8%適用分 課税仕入高 F	うち標準税率7.8%適用分 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高 G
売上原価	期首商品棚卸高 ②							
	仕入金額 ③							
	小計 ④							
	期末商品棚卸高 ⑤							
	差引原価 ⑥							
差引金額	⑦							
経費	租税公課 ⑧							
	荷造運賃 ⑨							
	水道光熱費 ⑩							
	旅費交通費 ⑪							
	通信費 ⑫							
	広告宣伝費 ⑬							
	接待交際費 ⑭							
	損害保険料 ⑮							
	修繕費 ⑯							
	消耗品費 ⑰							
	減価償却費 ⑱							
	福利厚生費 ⑲							
	給料賃金 ⑳							
	外注工賃 ㉑							
	利子割引料 ㉒							
	地代家賃 ㉓							
	貸倒金 ㉔							
	㉕							
	㉖							
	㉗							
	㉘							
	㉙							
	㉚							
	雑費 ㉛							
	計 ㉜							
差引金額	㉝							
③＋㉜	㉞							

（E欄・G欄）の経過措置について、適用される割合が複数となる令和8年、10年、12年、13年分のみ使用

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高（㉞E・㉞G）				
1月1日～9月30日分	㉟			
10月1日～12月31日分	㊱			

※1　B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。
※2　斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。
※3　令和8年、10年、12年、13年に免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高がある方は、表ハ「課税仕入高計算表」（1）①欄の上段に㉟E、㉟G欄の金額を、下段に㊱E、㊱G欄の金額を転記します。

課税売上高計算表…〔表ロ〕

この計算表は見本です。

表ロ

様式ID　NTA0SHE060010070

課　税　売　上　高　計　算　表

（令和　　年分）

(1)　事業所得に係る課税売上高		金　額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分
営業等課税売上高	①	表イ－１の①C欄の金額　円	表イ－１の①D欄の金額　円	表イ－１の①F欄の金額　円
農業課税売上高	②	表イ－２の④C欄の金額	表イ－２の④D欄の金額	表イ－２の④F欄の金額

(2)　不動産所得に係る課税売上高		金　額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分
課税売上高	③	表イ－３の④C欄の金額	表イ－３の④D欄の金額	表イ－３の④F欄の金額

(3)　（　　）所得に係る課税売上高		金　額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分
損益計算書の収入金額	④			
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤			
差引課税売上高（④－⑤）	⑥			

(4)　業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高		金　額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦			
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧			
差引課税売上高（⑦－⑧）	⑨			

(5)　課税売上高の合計額 （ ① ＋ ② ＋ ③ ＋ ⑥ ＋ ⑨ ）	⑩			

(6)　課税資産の譲渡等の対価の額の計算		
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑪	（１円未満の端数切捨て） (一般用)付表１－３の①－１A欄へ (簡易課税用)付表４－３の①－１A欄へ (特別用)付表６の②A欄へ
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑫	（１円未満の端数切捨て） (一般用)付表１－３の①－１B欄へ (簡易課税用)付表４－３の①－１B欄へ (特別用)付表６の②B欄へ

課税仕入高計算表…〔表八〕

この計算表は見本です。

表八

様式ID NTAOSHE080010070

課　税　仕　入　高　計　算　表

（令和　　年分）

		金額	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
			課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高 ※	課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高 ※
(1) 事業所得に係る課税仕入高						
営業等課税仕入高	①	表イ－１の㉞C欄の金額	表イ－1の㉞D欄の金額	表イ－1の㉞E欄の金額	表イ－1の㉞F欄の金額	表イ－1の㉞G欄の金額
農業課税仕入高	②	表イ－２の㉛C欄の金額	表イ－２の㉛D欄の金額	表イ－２の㉛E欄の金額	表イ－２の㉛F欄の金額	表イ－２の㉛G欄の金額
(2) 不動産所得に係る課税仕入高						
課税仕入高	③	表イ－３の⑭C欄の金額	表イ－３の⑭D欄の金額	表イ－３の⑭E欄の金額	表イ－３の⑭F欄の金額	表イ－３の⑭G欄の金額
(3) （　　）所得に係る課税仕入高						
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④					
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤					
差引課税仕入高（④－⑤）	⑥					
(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高						
業務用固定資産等の取得費	⑦					
⑦のうち、課税仕入れにならないもの	⑧					
差引課税仕入高（⑦－⑧）	⑨					
(5) 課税仕入高の合計額（①＋②＋③＋⑥＋⑨）	⑩		付表２－３の⑨A欄へ	付表２－３の⑪A欄へ	付表２－３の⑨B欄へ	付表２－３の⑪B欄へ

(6) 課税仕入れに係る消費税額の計算

＿＿＿＿円×6.24/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑪	（1円未満の端数切捨て） 付表２－３の⑩A欄へ	＋ ＿＿＿＿円×6.24/108×＿％ ※ ＿＿＿＿円×6.24/108×＿％ 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑬ （1円未満の端数切捨て） 付表２－３の⑫A欄へ
＿＿＿＿円×7.8/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑫	（1円未満の端数切捨て） 付表２－３の⑩B欄へ	＋ ＿＿＿＿円×7.8/110×＿％ ※ ＿＿＿＿円×7.8/110×＿％ 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑭ （1円未満の端数切捨て） 付表２－３の⑫B欄へ

※　「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高」及び「＿％」（⑬・⑭）の欄は、その控除割合に応じて次のように記載します。

年分		免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高	「＿」％（⑬・⑭欄）
令和８年分	上段	１月１日～９月30日までの課税仕入高	80%
	下段	10月１日～12月31日までの課税仕入高	70%
令和９年分	上段	１月１日～12月31日までの課税仕入高	70%
	下段	－	－
令和10年分	上段	１月１日～９月30日までの課税仕入高	70%
	下段	10月１日～12月31日までの課税仕入高	50%

年分		免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高	「＿」％（⑬・⑭欄）
令和11年分	上段	１月１日～12月31日までの課税仕入高	50%
	下段	－	－
令和12年分	上段	１月１日～９月30日までの課税仕入高	50%
	下段	10月１日～12月31日までの課税仕入高	30%
令和13年分	上段	１月１日～９月30日までの課税仕入高	30%
	下段	－	－

付表1−3
税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

この計算表は見本です。

様式ID NTA0SHB017010020

付表1−3　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一　般

課税期間		元号	年	月	日			元号	年	月	日	氏名又は名称	F04	
	N01					～	N02							

区分			税率6.24％適用分 A	税率7.8％適用分 B	合計 C (A+B)
課税標準額		①	円 G01 000	円 G10 000	※第二表の①欄へ 円 G21 000
①の内訳	課税資産の譲渡等の対価の額	①-1	※第二表の⑤欄へ G02	※第二表の⑥欄へ G11	※第二表の⑦欄へ G22
①の内訳	特定課税仕入れに係る支払対価の額	①-2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑨欄へ G12	※第二表の⑩欄へ G23
消費税額		②	※第二表の⑮欄へ G03	※第二表の⑯欄へ G13	※第二表の⑪欄へ G24
控除過大調整税額		③	(付表2-3の㉗・㉘A欄の合計金額) G04	(付表2-3の㉗・㉘B欄の合計金額) G14	※第一表の③欄へ G25
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表2-3の㉘A欄の金額) G05	(付表2-3の㉘B欄の金額) G15	※第一表の④欄へ G26
控除税額	返還等対価に係る税額	⑤	G06	G16	※第二表の⑰欄へ G27
控除税額	⑤の内訳 売上げの返還等対価に係る税額	⑤-1	G07	G17	※第二表の⑱欄へ G28
控除税額	⑤の内訳 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤-2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	G18	※第二表の⑲欄へ G29
控除税額	貸倒れに係る税額	⑥	G08	G19	※第一表の⑥欄へ G30
控除税額	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	G09	G20	※第一表の⑦欄へ G31
控除不足還付税額 (⑦−②−③)		⑧			※第一表の⑧欄へ G32
差引税額 (②+③−⑦)		⑨			※第一表の⑨欄へ G33 00
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑩			※第一表の⑰欄へ ※マイナス「−」を付して第二表の㉑及び㉓欄へ G34
地方消費税の課税標準となる消費税額	差引税額 (⑨)	⑪			※第一表の⑱欄へ ※第二表の㉒及び㉔欄へ G35 00
譲渡割額	還付額	⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑲欄へ G36
譲渡割額	納税額	⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑳欄へ G37 00

注意　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

付表２－３　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

この計算表は見本です。

様式ID　NTA0SHB033010020

付表２－３　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一　般

課税期間		元号	年	月	日			元号	年	月	日	氏名又は名称	F04	
	N01					～	N02							

項目		税率6.24％適用分 A	税率7.8％適用分 B	合計 C (A+B)
課税売上額（税抜き）	①	G01 円	G20 円	G41 円
免税売上額	②			G42
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③			G43
課税資産の譲渡等の対価の額（①＋②＋③）	④			※第一表の⑮欄へ G44
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤			G45
非課税売上額	⑥			G46
資産の譲渡等の対価の額（⑤＋⑥）	⑦			※第一表の⑯欄へ G47
課税売上割合（④／⑦）	⑧			C01 % ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨	G02	G21	G48
課税仕入れに係る消費税額	⑩	G03	G22	G49
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑪	G04	G23	G50
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫	G05	G24	G51
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	G25	G52
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭		（⑬B欄×7.8/100） G26	G53
課税貨物に係る消費税額	⑮	G06	G27	G54
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑯	G07	G28	G55
課税仕入れ等の税額の合計額（⑩＋⑫＋⑭＋⑮±⑯）	⑰	G08	G29	G56
課税売上高が５億円以下、かつ、課税売上割合が95％以上の場合（⑰の金額）	⑱	G09	G30	G57
課税売上割合が95％未満又は課税売上高が５億円超の場合 個別対応方式 ⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲	G10	G31	G58
課税売上割合が95％未満又は課税売上高が５億円超の場合 個別対応方式 ⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑳	G11	G32	G59
課税売上割合が95％未満又は課税売上高が５億円超の場合 個別対応方式 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額〔⑲＋(⑳×④／⑦)〕	㉑	G12	G33	G60
課税売上割合が95％未満又は課税売上高が５億円超の場合 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額（⑰×④／⑦）	㉒	G13	G34	G61
控除税額調整 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉓	G14	G35	G62
控除税額調整 調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉔	G15	G36	G63
控除税額調整 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額	㉕	G16	G37	G64
差引 控除対象仕入税額〔(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔＋㉕〕がプラスの時	㉖	※付表1-3の④A欄へ G17	※付表1-3の④B欄へ G38	G65
差引 控除過大調整税額〔(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔＋㉕〕がマイナスの時	㉗	※付表1-3の③A欄へ G18	※付表1-3の③B欄へ G39	G66
貸倒回収に係る消費税額	㉘	※付表1-3の③A欄へ G19	※付表1-3の③B欄へ G40	G67

注意　1　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2　⑨、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。
3　⑪及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。　（R5.10.1以後終了課税期間用）

消費税及び地方消費税の申告書第一表（一般用）

この申告書は見本です。

令和　年　月　日　F01　税務署長殿

様式ID　NTA1SHA010010100　★

第一表　令和五年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

納税地			
	郵便番号		
	フリガナ		
	納税地	F06	
	電話番号	F07	— —
フリガナ		F03	
名称又は屋号		F04	
個人番号又は法人番号		F02	
フリガナ		H06	
代表者氏名又は氏名		H07	

※税務署処理欄	申告区分	指導等	庁指定	局指定

申告年月日	元号	年	月	日

通信日付印		（西暦）年	月	日	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他（　）		身元確認
	F12					K22	

相談	区分1	区分2	区分3

自		元号	年	月	日
	N01				
至		元号	年	月	日
	N02				

課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書

G28　（1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間）

中間申告の場合の対象期間			元号	年	月	日
	自	N03				
	至	N04				

この申告書による消費税の税額の計算

				円
課税標準額		①	G01	000
消費税額		②	G02	
控除過大調整税額		③	G03	
控除税額	控除対象仕入税額	④	G04	
	返還等対価に係る税額	⑤	G05	
	貸倒れに係る税額	⑥	G06	
	控除税額小計（④＋⑤＋⑥）	⑦	G07	
控除不足還付税額（⑦－②－③）		⑧	G08	
差引税額（②＋③－⑦）		⑨	G09	00
中間納付税額		⑩	G10	00
納付税額（⑨－⑩）		⑪	G11	00
中間納付還付税額（⑩－⑨）		⑫	G12	00
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	G13	
	差引納付税額	⑭	G14	00
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	G15	
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	G16	

⑪・㉒又は⑫・㉓の記入をお忘れなく。

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	G17	
	差引税額	⑱	G18	00
譲渡割額	還付額	⑲	G19	
	納税額	⑳	G20	00
中間納付譲渡割額		㉑	G21	00
納付譲渡割額（⑳－㉑）		㉒	G22	00
中間納付還付譲渡割額（㉑－⑳）		㉓	G23	00
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔	G24	
	差引納付譲渡割額	㉕	G25	00
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額		㉖	G26	

㉖＝(⑪＋㉒)－(⑧＋⑫＋⑲＋㉓)・修正申告の場合㉖＝⑭＋㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

付記事項				
	割賦基準の適用	1：適用あり 2：適用なし	G29	
	延払基準等の適用	1：適用あり 2：適用なし	G30	
	工事進行基準の適用	1：適用あり 2：適用なし	G31	
	現金主義会計の適用	1：適用あり 2：適用なし	G32	

参考事項				
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	1：適用あり 2：適用なし	G33	
	控除税額計算方法 課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満	1：個別対応方式 2：一括比例配分方式	G34	
	控除税額計算方法 上記以外	3：全額控除		
	税額控除に係る経過措置の適用	8：2割特例		
	基準期間の課税売上高	G27		千円

還付を受けようとする金融機関等				
ゆうちょ以外	金融機関名	Z01		
	金融機関区分	Z02		1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協
	支店名	Z03		
	本支店区分	Z04		1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所
	預金種類	Z05		1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他
	口座番号	Z06		
ゆうちょ銀行	（窓口受取）	Z07		郵便局
	記号番号	Z08	—	

（個人の方）公金受取口座の利用　G35　1：利用する 2：利用しない

税理士署名	R01	
電話番号（税理士）	R02	— —

税理士法第30条の書面提出	提出あり：1 提出なし：2	G36	
税理士法第33条の2の書面提出	提出あり：1 提出なし：2	G37	

※　2割特例による申告の場合、⑱欄に⑨欄の数字を記載し、⑱欄×22/78から算出された金額を⑳欄に記載してください。

消費税及び地方消費税の申告書第二表

この申告書は見本です。

課税標準額等の内訳書

様式ID	NTA0SHA010020100

第二表　令和四年四月一日以後終了課税期間分

納税地			
納税地	郵便番号		—
	フリガナ		
	納税地	F06	
	電話番号	F07	— —
フリガナ		F03	
名称又は屋号		F04	
フリガナ		H06	
代表者氏名又は氏名		H07	

軽減売上割合（10営業日）	G25		提出あり：1 提出なし：2	附則38①		
小売等軽減仕入割合	G26		提出あり：1 提出なし：2	附則38②		

自	NO1	元号	年	月	日
至	NO2	元号	年	月	日

課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書

G01 ← 1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間

中間申告の場合の対象期間

自	NO3	元号	年	月	日
至	NO4	元号	年	月	日

課税標準額 ※申告書（第一表）の①欄へ	①	G02	000

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	G03	
	4 % 適用分	③	G04	
	6.3 % 適用分	④	G05	
	6.24 % 適用分	⑤	G06	
	7.8 % 適用分	⑥	G07	
	（②～⑥の合計）	⑦	G08	
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（注1）	6.3 % 適用分	⑧	G09	
	7.8 % 適用分	⑨	G10	
	（⑧・⑨の合計）	⑩	G11	

消費税額 ※申告書（第一表）の②欄へ		⑪	G12	
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	G13	
	4 % 適用分	⑬	G14	
	6.3 % 適用分	⑭	G15	
	6.24 % 適用分	⑮	G16	
	7.8 % 適用分	⑯	G17	

返還等対価に係る税額 ※申告書（第一表）の⑤欄へ		⑰	G18	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	G19	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額（注1）	⑲	G20	

地方消費税の課税標準となる消費税額（注2）	（㉑～㉓の合計）	⑳	G21	
	4 % 適用分	㉑	G22	
	6.3 % 適用分	㉒	G23	
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	G24	

（注1）　⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

（注2）　⑳～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

消費税課税取引の判定表

この判定表は、事業所得等の青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかの、おおよその基準を示しています。実際の判定に当たっては、その内容をよく検討してください。

消費税課税取引判定表（営業等所得・不動産所得用）

科目		課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
売上（収入）金額（雑収入を含む）		△	【非課税となるもの】 社会保険診療収入、商品券等の販売代金、土地売却代金、受取利息、住宅家賃 【消費税の対象とならないもの】 保険金、国外取引収入、対価性のない補助金や助成金・給付金 【免税となるもの】 輸出取引等収入
売上原価	期首商品棚卸高	×	（注）
	仕入金額	△	土地購入代金、商品券等仕入代金、運送保険料
	小計		
	期末商品棚卸高	×	（注）
	差引原価		
差引金額			
経費	租税公課	▽	事業税、印紙税、固定資産税、自動車税、同業者団体・商店会等の通常会費
	荷造運賃	△	国際運賃
	水道光熱費	○	
	旅費交通費	△	海外渡航費・滞在費
	通信費	△	国際通信・国際郵便料金
	広告宣伝費	△	プリペイドカード等の購入費
	接待交際費	△	慶弔費・餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
	損害保険料	×	全て課税仕入れになりません。
	修繕費	○	
	消耗品費	○	
	減価償却費	×	全て課税仕入れになりません。（減価償却資産の購入代金は課税仕入れ）
	福利厚生費	▽	健康保険料などの法定福利費、慶弔費（慰安旅行費等は課税仕入れ）
	給料賃金	▽	給料・賞与・退職金（通勤手当は課税仕入れ）
	外注工賃	○	
	利子割引料	×	全て課税仕入れになりません。
	地代家賃	△	地代、住宅家賃
	貸倒金	×	（注）別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
	支払手数料	△	登記・免許・特許等の法令に基づく行政手数料
	雑費	△	損害賠償金
	計		
差引金額			
引当金等	貸倒引当金繰戻し	×	
	専従者給与	×	
	貸倒引当金繰入れ	×	
青色申告特別控除前の所得金額			
青色申告特別控除額		×	
所得金額			

消費税課税取引判定表（農業所得用）

科目		課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
収入金額	販売金額	△	【免税となるもの】 輸出取引等収入
	家事消費	○	
	事業消費	▽	種苗等による事業消費
	雑収入	△	【非課税となるもの】 受取利息 【消費税の対象とならないもの】 保険金、対価性のない補助金や助成金・給付金
	小計		
	農産物の棚卸高 期首		（注）
	農産物の棚卸高 期末		（注）
	計		
経費	租税公課	▽	印紙税、固定資産税、自動車税
	種苗費	△	自給分
	素畜費	△	自給分
	肥料費	△	自給分
	飼料費	△	自給分
	農具費	○	
	農薬・衛生費	○	
	諸材料費	○	
	修繕費	○	
	動力光熱費	○	
	作業用衣料費	○	
	農業共済掛金	×	全て課税仕入れになりません。
	減価償却費	×	全て課税仕入れになりません。（減価償却資産の購入代金は課税仕入れ）
	荷造運賃手数料	△	国際運賃
	雇人費	▽	雇用労賃（ただし雇人の賄費などは課税仕入れ）
	利子割引料	×	全て課税仕入れになりません。
	地代・賃借料	△	地代
	土地改良費	▽	経常賦課金、道路や用水路等に係る特別賦課金
	貸倒金	×	（注）別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
	雑費	△	損害賠償金
	小計		
	農産物以外の棚卸高 期首		（注）
	農産物以外の棚卸高 期末		（注）
	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用		未成熟の果樹等から生じた収入金額を育成費用から差し引いている場合は、課税売上高に加算してください。
	計		
差引金額			
引当金等	貸倒引当金繰戻し	×	
	専従者給与	×	
	貸倒引当金繰入れ	×	
青色申告特別控除前の所得金額			
青色申告特別控除額		×	
所得金額			

注）令和７年が免税事業者であった場合、又は令和９年に免税事業者となる場合には、消費税の調整額の計算が必要です（22ページ参照）。

判定表の記号の意味は、次のとおりです。
○…… 課税売上げ（仕入れ）になるもの
×…… 課税売上げ（仕入れ）にならないもの
△…… 大部分は課税売上げ（仕入れ）になるが、課税売上げ（仕入れ）にならないものもあるもの
▽…… 大部分は課税売上げ（仕入れ）にならないが、課税売上げ（仕入れ）になるものもあるもの

リバースチャージ方式について

国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。
「特定課税仕入れ」がある課税期間において、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満の事業者は、リバースチャージ方式による申告が必要となります。

※1 一般課税で申告を行う事業者であっても課税売上割合が95%以上である課税期間や、簡易課税制度が適用される課税期間については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。また、免税事業者は、特定課税仕入れについても消費税の納税義務が免除されていますので、リバースチャージ方式による申告は必要ありません。

※2 免税事業者である国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」も「特定課税仕入れ」に該当します。

電気通信利用役務の提供とは

「電気通信利用役務の提供」とは、電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供をいいます。
なお、役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判断基準（内外判定基準）は、「役務の提供を受ける者の住所等」とされているため、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、原則として国内、国外いずれから提供を行っても課税対象となります。
また、国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

特定役務の提供とは

「特定役務の提供」とは、国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等演劇の役務の提供のうち、当該国外事業者が他の事業者に対して行うものをいいます。
「特定役務の提供」については、当該役務の提供を受けた事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」に掲載している各種パンフレットやQ＆A等をご覧ください。
また、リバースチャージ方式の申告書の書き方については、「消費税及び地方消費税の申告書（一般用）の書き方」法人用をご覧ください。

居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限等

居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

国内において行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象になりません（以下「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」といいます。）。
この規定は、令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、適用されません。

居住用賃貸建物とは

「居住用賃貸建物」とは、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産※1又は調整対象自己建設高額資産※2に該当するものをいいます。
なお、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物とは、建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、その全てが店舗である建物など建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物が該当します。

※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整

「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、その後一定期間内に課税賃貸用（非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用）に供した場合や一定期間内に他の者に譲渡した場合には、仕入控除税額を調整します（24ページ参照）。

詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）に掲載しているリーフレット「消費税法改正のお知らせ（令和2年4月）」をご覧ください。

振替納税の新規（変更）申込み　※次のページを切り離して振替依頼書としてご利用できます。

申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の振替納税を新規に利用される方又は依頼内容を変更される方は、e-Taxを利用した振替依頼書のオンライン提出又はこのページの裏面の『預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書』に必要事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して所轄税務署又は金融機関へ提出してください（郵送の場合は、業務センター宛に送付してください。）。

記載例及びe-Taxによるオンライン提出の詳細は、下記QRコードをご参照ください。

※1　定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。また、インターネット専用銀行等の一部の金融機関、インターネット支店等の一部店舗ではご利用になれない場合があります。

※2　提出の際には申告書に貼らないでください。

（記載要領）

（振替依頼書オンライン提出の流れ）

(金融機関経由印)

様式ID	NTA1VCZ010010010

納　付　書　送　付　依　頼　書

★ サ 1

提出先	F01		税務署長					
氏名（カナ）	F03			生年月日	元号	年	月	日
氏名	F04			K01				

※税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

私が納付する

税目	G01		← 以下の番号を記載してください。 1：申告所得税及復興特別所得税・消費税及地方消費税 2：申告所得税及復興特別所得税 3：消費税及地方消費税	開始日	元号	年	月	日
申告区分	G02	7	7：全納期分 ※特定の納期分のみ希望する場合には、記載要領を参照し、左記の番号を訂正してください。	N01				

について

以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

預　貯　金　口　座　振　替　依　頼　書

金融機関名	Z01		金融機関区分	Z02		← 以下の番号を記載してください。 1：銀行、2：金庫、3：組合、4：農協、5：漁協	御中
支店名	Z03		本支店区分	Z04		← 以下の番号を記載してください。 1：本店、2：支店、3：本所 4：支所、5：出張所、9：上記以外	

納税地の区分		← 以下の番号を記載してください。 1:住所地、2:居所地、3:事業所等				
納税地	郵便番号（納税地）	F05	－	電話番号（納税地）	F07	－ －
	納税地	F06				
納税地以外の住所地等	郵便番号	K06	－	電話番号	K08	－ －
	住所地等	K07				

口座名義（カナ）		金融機関お届け印	
口座名義			

銀行等（ゆうちょ銀行以外）	預金種類	Z05		← 以下の番号を記載してください。 1：普通、2：当座、3：納税準備	※金融機関整理欄	受付印	印鑑照合	検　印
	口座番号	Z06						
ゆうちょ銀行	記号番号	Z08	－			（例）１×××０－×××××××１		

税務署から私名義の納付書が貴店（組合）に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

1　対象税目

税目		←以下の番号を記載してください。 1：申告所得税及復興特別所得税・消費税及地方消費税 2：申告所得税及復興特別所得税 3：消費税及地方消費税	申告区分	7	7：全納期分 ※特定の納期分のみ希望する場合には、記載要領を参照し、左記の番号を訂正してください。

2　振替納付日

納期の最終日（休日の場合は翌取引日）

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店（組合）に納付書が到達した日から２取引日を経過した最初の取引日まで。

※金融機関整理欄

（不備返却事由）
A　印鑑相違　　F　住所相違
B　印鑑不鮮明　G　支店名相違
C　口座番号相違　H　その他
D　口座該当なし
E　名義人相違
（　　）
（備考）
変更後（口座識別番号）
変更後（認証番号）

約　　定

1　預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
2　指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
3　この口座振替契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく、解除されても異議はありません。
4　この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
5　この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
6　貴店(組合)に対して領収証書の請求はいたしません。

このページは切り離してご利用ください。